HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	西洋政治思想史におけるE・デュルケム（１）　ー「社会」概念による「政治」観の再構成の試みー
Author(s)	田中, 拓道
Citation	北大法学論集, 49(2), 207-257
Issue Date	1998-07-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15779
Type	departmental bulletin paper
File Information	49(2)_p207-257.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

西洋政治思想史における E・デュルケム（一）

―「社会」概念による「政治」観の再構成の試み―

田中拓道

目次

序章
第一章　「社会」概念史における「フランス自由主義」とデュルケム
　第一節　「社会」概念史における「フランス自由主義」
　第二節　「フランス自由主義」からデュルケムへ―自由主義的問題構成の継受
第二章　「社会」概念の転換―第三共和制における政治問題と「社会学」
　第一節　第三共和制における政治社会構造の変質と「社会問題」の出現
　第二節　「社会」概念―初期・中期・後期の変遷
　第三節　考察―「社会」概念から「政治」論へ

（以上、本号）

第三章　「社会」概念による「政治」観の再構成
　第一節　同業組合構想
　第二節　国家論
　第三節　「政治」像の終着点
結論

序章

一九世紀後半のフランスにおいて、政治思想史はいかなる像によって語りうるのだろうか。言うまでもなく一九世紀は西洋全般において、大きな社会構造の変動がもたらされる時期である。近代以降の政治思想において、統治機構や統治者の「作為」の重要性が語られ、それらが社会全体にとって最も重要な問題であることが自明のものとされていたのに対し、この時期に入ると社会を動かす法則を発見するものとしての「科学」が思想上大きな役割をしめるようになり、また産業化の大規模な進展に伴って「経済」の領域に着目が集まり、社会主義をはじめ「経済」の問題に関連した思想が噴出するようになる。また、社会主義や社会学など様々な意味を付与された「社会」という語を冠する諸思想が展開され、むしろそれらが政治思想に取って代わるかに見えるようになるのが、この世紀の特徴である。

フランスにおいては、一九世紀の諸思想は特に「フランス革命以後」という大きな枠組みによって特徴づけられている。つまり、ルソーの思想に見られる人民主権原理や共和主義の理念、またこれらの理念に基づく急進的な政治革命に対する対応が、それぞれの思想を特徴づける枠組みとなる。この場合一九世紀初頭には、革命の継続かその否定かを巡る論争が主要な対立軸となっていたものの、むしろ一九世紀を通じてみれば、「共和主義以後」という枠組みの中で、理念の先行した政治革命の後に実質的な社会の秩序を再建するという課題が共有されていたと言うことができる［宇野 1994:59］。そこでは「政治」が強調されるよりもむしろ、伝統的な有機体のイメージであれ、新

しい経済のイメージであれ、あるいは別のイメージであれ、何らかの「社会」に関するイメージに立脚した秩序の構想が語られるようになる。革命そのものに否定的なカトリシズムや王政の復古を目指す伝統主義、革命の成果を認めつつ新たな秩序原理を模索するフランス自由主義、さらにフランス社会主義、コントの実証主義、デュルケムの社会学など、多くの諸思想はそのような文脈の中で展開されていると言うことができる。

ここで我々は、次のような問いを立ててみることができるだろう。それまでの政治的な語彙が後退していく一九世紀フランスの特に後半においては、もはや「政治思想」と呼べるような思潮は、少なくとも主要なレベルにおいては、見出すことができなくなるのだろうか。実際これまでの政治思想史の研究において、この時期のフランスにおける政治思想が十分に取り上げられてきたとは、必ずしも言い難い(1)。主権者の作為や権力、統治、民衆の参加、全体社会の変革と創造といった様々な「政治」的契機が直接的に語られなくなり、むしろ個々人を包摂する「社会」という領域がある実体として意識されるに至ることは、政治思想が見失われ別の思想に取って代わられた、政治思想史的には「空白」期を意味しているととらえることが可能かもしれない。

しかしながら、一見自明に思えるこのような理解には、様々な問題が隠されているのではないだろうか。まずこの時期の思想において、従来の政治思想に代わって「社会」概念が中心的な位置を占めることになったのは、一体なぜだったのだろうか。それは政治的契機や政治の問題が、現実の社会において重要性を持たなくなったことを示していると考えてよいのだろうか。ところが後に示すように、実際にはこの時期において、秩序形成・統合に向けた多様なヴィジョンが相争い、個人と国家、個人と全体社会の関係づけや、さらに実質的には権力行使の主体に関する様々な議論が噴出する状況にあったのである。むしろ「社会」概念の登場が示しているのは、その背後において、従来の政治思想の語彙によってはとらえきれない、あるいは解決されえない問題が認識されていた、ということではないだろうか。換言すれば、この「社会」概念は、それまでの政治思想において実質的に担われてきた意味や役割を、新たな社会構造の下において担うものとして、登場してきたのではないだろうか(2)。もしそうだとすれば、この時期の思想と伝統的政治思想との断絶を指摘するだけでは、決して十分な理解とは言えないだろう。むしろ探求されるべきは、従来の政治思想におけるいかなる問題がこの時期の思想に引き継がれ、それらはいかなる語彙の下

で語られるに至ったのか、そしてそれはなぜだったのか、という点であり、さらにその過程において、いかなる政治哲学的問題が見失われていったのか、という点でなければならない。

本稿では、以上のような問題を考察する一つの手がかりを与えるものとして、一九世紀後半のフランスにおいて「社会学(sociologie)」を体系化した人物であるエミール・デュルケム(Émile Durkheim, 1858-1917)の思想を取り上げる。彼の思想はその後の社会科学に大きな影響を与えただけでなく、その「社会(société)」概念および思想体系は、既存の哲学・政治思想との方法的な断絶が明確に自覚された上で、形成されているからである。そこでデュルケムの「社会」概念および中間集団・国家論を中心とする政治論を考察の対象とし、その「政治」[3]認識を抽出することによって、彼の思想の西洋政治思想史における位置づけを探り、一九世紀後半における政治思想の転換の様相を幾分かでも明らかにすることが、本稿の目的である。

さらにこの場合、デュルケムにおける「政治」の問題を明らかにし、それまでの政治思想との連続性と断絶性とを考察するために有用な参照の軸として、モンテスキューからトクヴィルへと引き継がれる一つの政治思想潮流—これを本稿では「フランス自由主義」と称する—に着目し、「フランス自由主義」からデュルケム「社会学」へと連なる流れを中心に検討する、というのが、ここで設定する考察の方法である。[4]

以上のような視角を設定する意味をより明らかにするために、ここではこれまでのデュルケム研究史を三つの段階に区分し、研究史の上での位置づけを行ってみたい。これまでのデュルケム研究史は、大きく以下の段階に区分することができる。

(一)秩序モデルによるデュルケム解釈
(二)変動モデルによるデュルケム解釈
(三)新しい政治モデルによるデュルケム解釈

(一)秩序モデルによる解釈とは、デュルケムの思想の中心的論点を「秩序問題」とし、デュルケムを社会の秩序・統合原理を説明する一般理論の提唱者、もしくはそのための社会学的方法論を提示した人物ととらえる見方である。パーソンズを代表とするこの解釈枠組みは、一九七〇年代に至るまで支配的な位置を占めていた。[5]しかしこの枠組みは新しい資料の発見やデュルケムの思想の置かれた歴史的文脈についての研究が蓄積されることによって、その思想の政治的側面を捨象しているとの批判を受けることになる。[6]

(二)変動モデルによる解釈は、以上の批判の中から導かれた解釈枠組みである。主に七〇年代以降のデュルケム論の主流を

なすこの枠組みの特徴は、それまでの「秩序志向」を強調するデュルケム解釈を批判し、デュルケムの思想に見られる「変動」の契機や実践的関心などを強調し、特にその政治社会学に着目することである。[7] この時期にはデュルケムの政治社会学に関する多くの研究が生まれ、リクターの先駆的業績を始め [Richter 1979]、社会主義的側面を強調するフィユーの研究 [Filloux 1970, 1971a, 1971b]、自由主義的側面を強調するギデンズの研究 [Giddens 1977] などの優れた業績が見られる。その背後にあるのは、一九六〇年代後半以降の「ニュー・レフト」と呼ばれる人々による、実践的関心に基づいた社会学・政治学の刷新の動きであり、理論的には「ネオ・マルクス主義」と呼ばれる新しい潮流の勃興であった。この時期のデュルケム政治思想研究の特徴としては、社会主義論や国家論を検討の中心におき、とりわけデュルケムにおける国家と特定階級との結びつきに関する認識の不十分さという点において、その「非政治性」を指摘することが挙げられる。[8]

(二)新しい政治モデルによる解釈は、(一)社会学の一般理論の確立という論点を強調する解釈、(二)国家権力や階級概念を導入するデュルケム政治社会学の解釈、というそれまでの研究状況に、新たな視角を提起するものであった。一九八〇年代以降のこの潮流を代表するラクロワの解釈 [Lacroix 1981] の特徴は、国家論や民主主義論といった従来の政治学の枠組みに基づくのではなく、むしろデュルケムの思想における「社会」と「政治」の問題との関連づけという特徴を、既存の「国家」「政治」という概念枠組みの再考を迫るものとしてとらえている点にある。[9] 彼はこの視角から、デュルケムの思想に新たな「政治」イメージを読み込もうと試みている。このラクロワの研究は、より広い文脈では一九七〇年代以降のフランスにおいて議論されてきた、「政治的なるもの (le politique)」の再検討という潮流の中に位置づけて理解することができる [北川 1994: 3ff]。

戦後フランス政治学の流れを整理しているファーブルによると、一九七〇年以降の政治学における主要な論点の一つは、ネオ・マルクス主義やフーコー、ブルデューらの権力論などの多様な影響を背景とした、「政治学」の対象および方法論の再構築であった。その重要な契機として、社会学的視角からする「政治的なるもの」の再検討の動きが挙げられ、ラクロワはそれらの論者の一人として位置づけられる [Favre 1981: 114]。この潮流の特徴は、国家を中心とする従来の政治像が現代における政治学の対象を狭め、その方法論の有効性を失わせている現

状に対して、社会全体に拡散した政治的契機を視野に入れることによって、「政治的なるもの」の概念の再構成を図っているという点にある。ここではこの議論の詳細に立ち入ることは避けるが、「政治」と「社会」の概念区分の自明性が失われ、それが問題化している状況を確認しておきたい。

以上のようなデュルケム研究史から明らかとなることは、デュルケムを「社会学」という学問の自律化を促した始祖と捉える見方から、「政治」と「社会」の概念枠組みの自明性が問題化される状況を背景として、政治学の側が自らの学問対象を再考する手がかりとして、デュルケムの思想を再解釈する方向へと移行してきている、ということである。

本稿は、ラクロワの議論およびその背景にある「政治」と「社会」の概念枠組みの再考という潮流に示唆を受けつつも、デュルケムの思想を現代政治学の観点からではなく、思想史的観点から再考しようとするものである。すなわち、ある政治に関する像を前提としてデュルケムの政治思想史的位置づけを行ってきた従来の研究に対し、「社会」概念による「政治」観の再構成という視角から、その新たな位置づけを提起しようとするものである。そこで明らかにしようとするのは、デュルケムの思想を当時の政治思想史的文脈の中に位置づけて見た場合、彼の課題としていたことが伝統的政治哲学の問題――個人と国家、社会と国家、公と私、自由と統合の関係など――を引き継いだものに他ならなかった、ということである。さらに、それらの問題が「社会学」という新しい学問において語られたことの意味を探求することによって、一九世紀の後半に見られる「政治」的問題構成の変容の過程を跡付け、現代政治理論や政治思想史において改めて提起されている「政治的なるもの」の再考という問題を考察する際の、一つの手がかりを提示することを試みる。

以上のような目的と視角に従って、以下の叙述は次のような構成で行う。まず第一章では、モンテスキューからトクヴィルへと至る「フランス自由主義」の潮流における「社会」概念を、それまでの「社会」概念史の中に位置づけることによって、その政治思想史的位置づけと政治的問題構成を探る。次にデュルケムの思想において、その問題構成がいかに「継受」されたのかを検討する。第二章では、第三共和制下の政治社会構造とそこにおける政治的争点の転換の様相を検討し、「社会問題」を中心としたデュルケムの同時代認識を考察する。そこで彼が「フランス自由主義」における問題構成を継受しつつも、時代状況の変化に合わせて「社会」概念に転換を加える根拠を明らかに

する。さらに、その認識に即して新たな意味づけを与えられた「社会」概念の内容を検討する。第三章では、「社会」概念によって再構成されたデュルケムの「政治」観を検討し、その特徴および問題点を探る。最後に結論において、序論で提起された問題に即した一定の結論を提示することにしたい。

序論註

(1) 特に日本では、一九世紀後半から二〇世紀にかけての政治思想はあまり顧みられてこなかった。その例外は、憲法学や法学の分野からする研究であるが（例えば［高橋 1986］、［大塚 1995］など）、近年の北川の研究によって［北川 1994］この研究上の空白はようやく埋められつつある状況と言える。

(2) 同様の見方を示すものとして、例えばフランス初期社会主義を研究している森は次のような指摘をしている。

「社会的なもの」の領域を主題化する諸潮流…の同時代的な出現は何を意味するのだろうか。富と貧困、生産力と人口、家族と道徳の変容といった産業化にかかわる政治の問題が、実質的にはこれらの学問によって問われ、答えられていた可能性が高い。」［森 1995: 233］

また後にも少し触れるように、特に一九八〇年以降のフランスにおいて、このような観点から一九世紀フランス思想史を再解釈しようとする潮流も見られる。これについては未だ検討中であるが、例えば［Rosanvallon 1990］［Donzelot 1991, 1994］などが挙げられる。

(3) 本稿では、一般的に用いられる語義と区別するために、原則としてデュルケム自身の「社会」概念や「政治」観を「 」によって示している。ただし第一章の「社会」概念史における叙述はその限りではない。

なおデュルケムの「政治」観と述べる場合、それは必ずしも彼の用いる語のみに依拠しているわけではない。デュルケムが用いる「政治（politique）」という語は、後述するようにそれ自体さまざまな解釈の余地を有しているからである。したがって本稿は、彼自身が明示していないような「政治」観を議論の最初にある程度前提し、それを彼自身のテクストの中から抽出して再構成するという、方法上の循環を抱え込むことになっている。ただしここでの前提は、以下の意味において決して恣意的なものではないと思われる。

デュルケムの用いる「政治」という語には、幾つかの曖昧なイメージが含まれている。例えば一つの定義は、統治―被統治の関係や二次的権威を包括する最上位の「権威」を意味するものであり［LS 79ff］、ここでは「国家」と「政治社会」が区分されていることから、「政治」

という語は国家の特殊な活動に関するものではない」[Lacroix 1981: 208ff] という解釈が生まれてくる。他方で例えば『社会学年報 (L'Année sociologique)』の分類を参照した場合、「政治的ー」とはほぼ国家機構と同一の意味で用いられていると考えられ、そこから国家を派生的制度として捉えるデュルケムにおいて、政治研究は明確な位置づけを与えられなかった、とする解釈も生まれてくる [Favre 1982]。デュルケムの著作全体を見た場合、「政治」という語によって思い浮かべられていたものが国家を中心とする制度や機構であったことは疑いえないと思われるが、同時にその機能や活動が「社会」全体に関連づけられている、というラクロワの指摘も的を射たものである。

以上の点を考慮して、本稿ではひとまずデュルケムの「政治」観を、以下の意味において用いることにしたい。すなわちそれは「国家 (Etat)」を中心として、「公的 (publique)」、「統治 (government)」、「中枢 (central)」、「権威 (autorite)」など、何らかの形で国家およびそれと結合した機構に直接関連すると思われる制度・機能・活動についての言及を総称するものである。

(4) ここで「フランス自由主義」と述べている潮流の内容、「フランス自由主義」からデュルケムへの流れを見ることから政治思想史的位置づけを探るという方法の妥当性については、第一章において詳しく議論する。またデュルケムと自由主義との関連に関する先行研究状況については、第一章第二節の冒頭において触れる。ただしここで指摘しておきたいことは、デュルケムの思想の自由主義的側面を指摘する論者は少なくないにもかかわらず、アングロ・サクソン系列の自由主義とフランスの自由主義との基本的な相違や、フランスの自由主義に特有の政治的問題構成について配慮した研究は、これまでほとんど見られなかったということである。

(5) パーソンズは『社会的行為の構造』[Parsons 1937] において、「社会」を「共有された規範」と捉えるデュルケムの思想において、「秩序問題」に一定の解決が与えられたことを強調した。このようなパーソンズの解釈は、七〇年代に至るまでデュルケム研究の有力な解釈枠組みであり続けた。もちろん論者によってニュアンスの違いはあるものの、この時期の多くの論者が、「秩序」「統合」というキーワードによってデュルケムを捉え、それをポジティヴあるいはネガティヴに評価している。代表例として、四〇年代から発表されるアルパートの諸論文 [Alpert 1961]、アロン [Aron 1960] のデュルケム論がある。また「静態的」というデュルケムのイメージを一般化させたものとして、S・ヒューズのデュルケム論 [Hughes 1958] がある。さらにコーザーの論文「デュ

ルケムにおける保守主義と彼の社会理論に対する含意」[Coser 1979]は、「秩序」モデルによって解釈されるデュルケムの思想が政治的機能として「保守性」持つことを指摘した代表的研究である。さらにニスベットは、コーザーとは異なる観点からデュルケムの社会学理論における保守主義を指摘している[Nisbet 1975: 26]。

(6) その詳しい背景については[宮島 1977: 7ff]参照。

(7) 代表的な論者としては、フィユー[Filloux 1970, 1971a, 1971b]、ルークス[Lukes 1973]、ギデンズ[Giddens 1977, 1978]などが挙げられ、日本でもこれを受けて宮島[宮島 1977, 1987]、佐々木[佐々木 1978]、小関[小関 1978]、中[中 1979]、など多数の研究が現れている。これらのデュルケム解釈は、(一)秩序モデルによる解釈を完全に否定したというよりも、その一面性を批判し、デュルケムの思想にはらまれた多面性を明らかにしたと言うことができる。この時期の一連の業績を経て、デュルケム研究は多様な広がりを見せ、政治社会学への着目にとどまらず、様々な業績が生まれることになる。アレクサンダーの詳細な再解釈の試み[Alexander 1982]や、ポスト・モダニズムとの関連[Mestrovic 1988]、コミュニタリアニズムとの関連[Cladis 1992]に関する研究などである。

(8) 例えば[Birnbaum 1976]。

(9) 例えばラクロワは、デュルケムの政治理論の貢献を次の三点にまとめる。(一)権力現象に社会的／政治的という区分はできないことの理解、(二)国家概念を法的なものから切断し、その社会的起源を探求したこと、(三)政治とは社会の凝集性を確保する機能であり社会構造全体に関連する、ということの発見[Lacroix 1981: 296]。一方ラクロワの解釈に対しては様々な批判があり、ラクロワと批判者との間で論争が続いてきた。主要な批判の一つはファーブルからなされたものであるが、ファーブルはデュルケムの主催していた『社会学年報』における社会学の分類を詳細に検討することで、デュルケムの主題は政治理論の構築であったとするラクロワの解釈を批判している[Favre 1982]。また同時代の知識社会学的背景によるデュルケムの政治社会学不在の説明もなされている[*ibid.* 29]。このような批判を受けてラクロワはややトーンダウンしたものの、デュルケムの「隠れた意図」として政治の問題があったことに変わりはないという応答をしている[Lacroix 1990: 110ff]。なおこれらの論争に対し、日本では北川が同時代の学問に関する知識社会学的観点を視野に入れつつ、ラクロワの試みを前進させ、デュルケムの政治理論の再構成を行っているが[北川 1994]、本稿におけるデュルケム政治論の再構成に関しては、この業績に依拠するところが少なくなかった。

第一章　「社会」概念史における「フランス自由主義」とデュルケム

デュルケム「社会学」生成の背景を成すと思われる思想としては、コントらの実証主義の他にも、同時代のドイツ社会学、ルソー、カントの思想、サン・シモンらフランス初期社会主義、伝統的な有機体思想など、多様な潮流が指摘されうる。しかしデュルケムの思想の政治思想史的意味を探るという目的に照らした場合、個々の思想の影響関係に先だって、一九世紀フランスの思想の政治的文脈が明らかにされる必要がある。この章ではこの政治的文脈を示す手がかりとして「フランス自由主義」に着目し、「社会」概念史の中でこの潮流が担った政治的問題構成との比較において、デュルケム「社会学」の担った政治的問題構成を明らかにさせていくことにする。

まず前提として、ここで「フランス自由主義」と称する思想の中身について付言しておきたい。一般にフランスにおいて「自由主義者（Libéraux）」と称される思想家が現れるのは、フランス革命後のことである。それは「王党派やボナパルティストに対抗するとともにジャコバンから自己を区別する」ような政治的立場、すなわち革命の推進もしくはその反動の両方から距離を置く立場、を取る一群の人々を広く総称するものであった［松本 1970: 82］。イデオローグ、コンスタン、ギゾー、トクヴィルなど多様な諸思想家を含むこの立場は、しかしながら次の点において、共通の課題を担っていたことが指摘される。すなわち、一方で「自然権」という理念に基づく急進的な政治革命の運動に対しては、「社会」の自律性と非作為性を強調することによって秩序の保持を求めつつ、他方で革命の理念を否定し、身分的秩序や権威主義の復古を目指す伝統主義に対しては、自由や平等といった革命の理念を擁護し、それらの具体化を目指す、という課題である。言い換えれば、革命の理念を引き受けつつも、それらの実質的基盤を現実の社会の内に探ることによって秩序の再建を図る、というのが、彼らに共有された課題であった。この時代に主要な位置を占め、現代にまで引き継がれる重要な概念の登場は、以上のような文脈において理解される。すなわちそれは、具体的事象の観察に裏付けられた「社会」や「歴史」であり、そこにおける法則や規則を発見し秩序の建設を可能にするものとしての「理性」や「科学」であった(1)。ただし本稿では、このような文脈に位置づけられるフランスの自由主義思想全般を扱うわけではない。その中でも、一九世紀フランスの政治思想の文脈を端的に示しうるものとして、特にモ

ンテスキューからトクヴィルへ引き継がれる思想潮流に着目し、主にこの潮流を指して「フランス自由主義」と称することにする。(2)

以下本章では、「フランス自由主義」の「社会」概念とデュルケムの「社会学」における政治的問題構成の共通性について検討する。まず「社会」概念の意味の変遷を辿ることで近代政治思想史における「フランス自由主義」の位置づけを整理し、その「社会」概念の特徴と政治的問題構成を探る（第一節）。次にデュルケムがその問題構成をいかに継受したのか、を検討する（第二節）。

第一節　「社会」概念史における「フランス自由主義」

「市民社会（societas civilis）」(3)は、一八世紀に至るまでの伝統的な概念において、政治的共同体や国家と同一の政治的領域を意味していた。それは一方で自由で平等な市民から成る共同体であり、他方で成員全体を包括する政治的支配を内に含んだ領域であった。このような伝統的概念が変質し、内部に含まれていた様々な意味の間に矛盾や相克がもたらされるようになるのは、市場経済の発展という契機によって政治的支配から区別された、私的所有に基づく経済的関係領域が拡大することによってであった。

この分野における著名な研究として挙げられるのは、リーデル（Manfred Riedel）の研究である。リーデルはドイツ思想史の検討を中心に伝統的「市民社会（bürgerliche Gesellschaft, societas civilis）」概念の解体過程を整理し、一八世紀以降の「市民社会」概念における国家と社会、公と私、所有を巡る階級的差異、自由主義と民主主義的平等といった意味の相克を描き出している(4)［リーデル 1990］。しかしここでは、ドイツ思想史の検討を中心にしたリーデルの解釈が「市民社会と国家との新しい区分における民主的政治的な含意」をとらえる上でふさわしくない、と批判しているケーン（John Keane）の解釈を取り上げることによって、概念史における「フランス自由主義」の「市民社会」概念の位置づけを行うことにしたい。ケーンは一七五〇-一八五〇年における伝統的「市民社会（societas civilis）」概念の分化・多元化の過程を、互いに重複する次の四段階に区分し、「フランス自由主義」の位置づけを行っている［Keane 1988］。

第一の段階は、スコットランド啓蒙及びアダム・ファーガソンに特徴的な「市民社会」概念であり、ケーンはそれを「専制

(despotism) と市民社会」の段階と称する [*ibid*, 39-44]。この段階において「市民社会」を政治と同一視する伝統概念が崩壊を始め、経済的関係領域としての「自然社会」概念が認識されるようになる。ただしファーガソンにおいては、未だ国家と「市民社会」との分離が明確には意識されず、「市民社会」とは商業を保護するための政治的秩序の一つとされる。この段階に特徴的なことは、「分業 (division of labour)」の意味づけを巡る両義性である。「分業」は、一方で政治的規制の下で商業及びマニファクチャーを発展させ、「市民社会」を豊かなものにするが、他方では「公的精神 (public spirit)」を見失わせることによって、「市民社会」を深刻な危機状態に陥れる [*ibid*, 41f]。なぜなら「公的精神」を喪失した堕落した市民を統治するために、政府による「専制」が要請されるからである。このように、ファーガソンは「近代市民社会」におけるディレンマ、すなわち一方における分業化及び規模の拡大は、他方において権力の集中化を不可避のものとする、というディレンマを認識し、そこで「専制」を防ぐために、「市民的アソシエーション」の創造と強化」の重要性を強調する [*ibid*, 43f][5]。

第二は、アメリカ革命やフランス革命において提唱された「国家 (state) に対抗する市民社会」概念の段階であり、その代表者はトマス・ペインである [*ibid*, 44-50]。ここでは自然権思想を背景に国家と社会の分離が概念化され、「社会」とは分業と商業的交換によって成立する自由な自己調整的領域として認識される[6]。ペインの特徴は、ファーガソンに見られた分業や商業の発展による公的精神の衰退という危機意識が見られず、むしろ市場関係は各人の必要を充たし安定的な社会連帯を導くものとされることである [*ibid*, 48]。ケーンによれば、このことは、ペインが完全競争を前提とした前産業的経済 (pre-industorrial economy) を念頭に置いていたことを示している。したがって、ペインは「社会」の発展とともに国家の役割が低下するものと想定し [*ibid*, 49]、「専制」国家はその「反自然性」ゆえに弱体化するものとされた [*ibid*, 46][7]。

第三は、ヘーゲルに代表される「普遍的国家 (universal state)」によって「市民社会」の包摂が図られる段階である [*ibid*, 50-55]。ケーンによれば、ヘーゲルの「市民社会」概念はそれまでの概念に対して、次の二点において新しい貢献をもたらした。第一に、「市民社会」が自然状態から区別される歴史的生成物であることを明らかにし、「自然主義 (naturalism)」から決定的に決別した点である [*ibid*, 50]。「市民社会」とは第一の段階に見られたような「自然社会」でもなければ、第二の

段階に見られたような「自然」を背景とした自己調整的社会でもない。そこから第二の点として、「市民社会」は家族のような愛による調和の領域ではなく、「私的利害同士の衝突する闘争の場」である、という認識が導かれる [*ibid*, 51f]。[8] 一方国家とは、「市民社会」における不正と不平等とを矯正し、公的・普遍的利害を擁護する機関として認識される [*ibid*, 53f]。以上の意味において、私的利害の闘争の場である「市民社会」に対する国家の介入が正当化されるのである [*ibid*, 53ff]。[9]

「フランス自由主義」における「市民社会」概念は、以上の三段階の過程との関係において位置づけられる。ケーンは特に一八一四年以降の「フランス自由主義」を、普遍的利害を体現した国家による「新しい専制 (new despotism)」に対抗する「市民社会」の自律性強調の段階と称し、その代表としてトクヴィルを取り上げている [*ibid*, 55-62]。まずこの段階において、民主化と産業化という状況を背景に、国家は社会経済生活に介入して規制・監視・教育等を行う機関であり、「市民社会」を包括する「後見的権力 (tuteyary power)」となっている [*ibid*, 57f]。「新しい専制」とはこのような国家権力の介入によって「市民社会」に「窒息 (suffocation)」がもたらされること、つまり「市民社会」における自由が見失われることを意味している [*ibid*, 59]。これに対して「フランス自由主義」とは、「市民社会」の自律性と多元性とを強調することによって、自由を保持しようとする立場に他ならない [*ibid*, 39]。

それではこの場合、「市民社会」の内実とは何なのだろうか。トクヴィルにおいて、それは国家制度の枠内での市民による直接的政治参加を支えるような、「市民的アソシエーション」を意味している [*ibid*, 60f]。[10] ケーンはこの立場を次のように要約している。

「諸個人・諸集団間の自由および平等は、ローカルな自由を育成し特殊利害の活発な表現を提供するような組織を保持することに基づいている。…国家から自律的な、多元的で自己組織的市民社会は、民主制にとって不可欠の条件である。」 [*ibid*, 62]

以上の整理を参照した場合、「フランス自由主義」における「市民社会」概念には、英米に一般的な自由主義には見られないきわめて特徴的な意味がはらまれていることが分かる。「市民社会」が国家と異なる意味を有するようになるのは、市場経済の展開という契機によってであるが、「フランス自由主義」において「市民社会」は、経済的領域を意味しているわけではない。もちろんそこには特殊利害の反映といった意味も見られるにせ

よ、むしろ普遍的利害を体現するとされる国家に対抗する場面においては、「市民社会」に特殊利害の表明以上の機能を認めようとする志向があると言える。さらに国家に対する「市民社会」の「自律性」についても、それは国家と社会の二元論的対立を含意しているわけではなく、むしろ「社会」の側からする政治への「参加」が言及され、「社会」を中心とした国家との新たな関係づけが問われているのである。

リクター（Mervin Richter）はこの点について、モンテスキューからトクヴィルへと至る「自由主義」の潮流には顕著な特徴があると指摘している。すなわち、トクヴィルはモンテスキューにおけるシヴィック・ヒューマニズム（civic humanism）の伝統を受け継ぎ、民主化と産業化という新しい社会経済状況において、この伝統から新しい社会的結合原理を引き出そうと試みていた、と指摘している［Richter 1970］。

さらにテイラー（Charles Taylor）は、専制（despotism）もしくは絶対主義（absolutism）に対抗する「市民社会（civil society）」概念の伝統を二つの潮流に分類し、その一方にモンテスキューからトクヴィルへと至る潮流を挙げている［Taylor 1991］[11]。以下このテイラーの主張を取り上げることによって、「フランス自由主義」における「市民社会」概念の政治的問題構成を探る手がかりとしたい。

テイラーによると、第一の潮流（L-stream）における「市民社会」は、国家に先立つ社会を想定するような伝統から生じ、ロックにおいて展開される流れであり、端的には政治からの自律性を有した自己調整的「経済」の領域を意味している［*ibid*, 126ff］。さらにこの変種として（L-variant）、政治構造の外部に形成される「公論（public opinion）」と自己調整的「経済」とが結びついた新しい「市民社会」概念があり、これは例えばトマス・ペインに見られるような、前政治的な公的空間を意味している［*ibid*, 129f］。

これに対して、第二の潮流（M-stream）は全く異なる伝統から出発している。それはモンテスキューにおいて始まるとされ、「社会は政治制度から独立して規定されるのではなく、反対に自由な社会はある政治制度によって同定される」とする思想、つまり国家と社会の二元論的対立を前提としないような思想である。トクヴィルはモンテスキューの思想を受け継ぎ、経済的社会によって政治を周辺化する思想は、公的なものを見失わせることになる、とする批判の眼を向ける[12]［*ibid*, 131］。それでは彼らにとって、「社会」とは何を意味するのだろうか。それは一義的には「非政治的目的のための自律的アソシエーシ

ョン」である。しかし同時に、それは「政治的組織によって規定されるものであり、その社会における政治的組織は、制度的に多数の独立した起源の間における、多様で分割された権力となるようなもの」である。すなわち、ボランタリーなアソシエーションとしての「社会」は、政治的構造の外部に存在する領域なのではなく、むしろその構成要素として「政治システムの中で権力の断片化と多元化の基礎を形成する」[*ibid*, 132] 領域なのである。[13] テイラーはここで、「社会」の特質として「自己統治 (self-rule)」と「地域性 (the local level)」とを強調する。このような多元的で自律的な「社会」から政治体が構成されることによって、権力を「多層 (many levels)」化し、「断片化 (fragment)」し、「分権化 (decentralize)」することが可能となるのである。テイラーによれば、このような権力の「断片化」「分権化」という構想の内に、この潮流は「共和主義的自由の理念」を再興しようと試みた、と言う [*ibid*, 134]。

以上のようなテイラーの指摘は、「フランス自由主義」の問題構成を考える際にきわめて重要な示唆を与える。それは「社会」の脱政治化及び国家と社会の二元論的対立という流れとは異なる意味づけを「社会」に与えることによって、「新しい専制」を抑止しようとする試みなのである。ここでは「フランス自由主義」における「社会」概念の「経済」的、あるいは功利主義的意味からの決別、という点を確認することができる。さらにその特徴として、以下の点が指摘できるだろう。

まずそれがある面において、共和主義モデルに対する批判でもある、という点である。テイラーは、共和制における重要な価値が公共善に奉仕する「徳 (vertu)」であり「平等」であるのに対し、モンテスキューの依拠した君主制的伝統における価値は「名誉 (honneur)」と密接に関連した「自己の特権への愛着 (lively sense of one's own privileges)」であり「差異」であったと指摘している [*ibid*, 126]。[14] トクヴィルの「多数者の暴政 (tyrannie de la majorité)」に対する危惧、つまり民主制の下であらゆる面での平準化が起こり、画一的な世論によって多様性が抑圧されることに対する危惧も、この点と関連している。トクヴィルに代表される「フランス自由主義」の試みは、民主化という不可避の流れのなかで社会的な多元性を保持することであり、それは特に革命の原理となりジャコバン独裁にもつながったルソーの「一般意志」概念や、人民主権原理に対する自由主義者の批判として現れている。

しかしその一方で、彼らはこの「社会」概念において、積極的な自由の観念の再生を試みている点にも注意する必要がある。

つまり国家と社会を対立させることによって消極的自由を擁護するにとどまるのではなく、多元主義的社会の側から政治を構成し、「参加」を促すことによって、「公」と「私」の媒介を図っているという点である。この社会的多元主義を基礎とする政治権力の「断片化」「分権化」というヴィジョンは、社会集団を包摂する「普遍的国家」観に対抗して、「政治の社会化」のヴィジョンと呼ぶこともできよう。

それでは、これら「フランス自由主義」における「社会」概念の政治的問題構成とデュルケムとは、どのような関係にあるのだろうか。次節においては、自由主義的問題構成の「継受」という点を中心に、デュルケムの思想を検討する。

第二節　「フランス自由主義」からデュルケムへ――自由主義的問題構成の継受

最初に先行の研究状況について触れておこう。デュルケムの思想を自由主義の文脈においてとらえる試みは、これまでもさまざまな論者によってなされてきている[15]。ここでは特に詳しく自由主義との比較を行っているベラミー（Richard Bellamy）、ローグ（William Logue）、またデュルケムを反自由主義的潮流に位置づけるアロン（Raymond Aron）の解釈を取り上げ、本稿の視角との関係について述べておきたい。

まずベラミーは、一九世紀中葉以降の各国の自由主義思想を検討し、特にフランスの自由主義を「社会化された自由主義（liberalism socialized）」と称し、デュルケムをその代表者として詳しく検討している［Bellamy 1992］。彼はデュルケムの思想を「社会問題」が政治的課題として現れた一八九〇年以降のフランスの政治状況の中でとらえ、それが「概念として本質的に政治的である」点を強調する［*ibid*, 75］。自由主義との関連では、個人の自律性を重視する価値理念のみならず、道徳に着目する思想内容においてもイギリス自由主義との共通性が指摘される［*ibid*, 83f, 99etc.］。しかしベラミーによるデュルケムの位置づけは、ブルジョア階級が支配権を確立した第三共和制の理念を代弁した思想家というものであり［*ibid*, 90, 104］、価値の共有を信じていた点や進歩主義的オプティミズムなどの点において保守性が指摘され、さらにその政治論に関しても「政治生活における最も重要な構成要素の多く［権力、紛争など――引用者］が排除されている」［*ibid*, 93］という。これらの個々の指摘には首肯すべき点も少なくないにせよ、本稿で着目するデュルケムの思想史的位置づけという観点からすれば、その「ブ

ルジョア」性や保守性を指摘するだけでは必ずしも十分と言うことはできない。なぜなら、デュルケムが紛争や階級対立を思想の中心に据えなかったことはマルクス主義に対する批判を通じて自覚的に選び取られた立場であり、政治的問題を「社会学」という新しい学問において解こうとしたことには、思想史的に見てより積極的な意味が見出されるべきと思われるからである。

ローグの研究は、第三共和制においてフランスの自由主義がその基盤を哲学から社会学へと移行させる過程を扱い、デュルケムの社会学を「新しい自由主義」の先駆けとして位置づける研究である［Logue 1983］。折衷主義（eclecticism）からルヌーヴィエ（Charles Renouvier）を経てデュルケム学派に至るまで、第三共和制における自由主義者を包括的に扱ったローグの研究は、これまでデュルケム研究者にほとんど引用されてこなかったが、デュルケムの思想史的位置づけを考える上ではきわめて重要な研究である。この中でローグは、デュルケムの「社会学」によって自由民主主義が社会主義及び保守主義と対抗する武器を持ち得たのみならず、素朴な合理主義や個人主義に陥りやすい自由主義の問題点を克服し、時代状況に即応してその基盤を強化しえたと評する［*ibid*, 179］。本稿はこのローグの視角に多くを負いつつ、一八七〇年から一九一四年までを対象としたローグの研究を、モンテスキューからトクヴィルへと至る「フランス自由主義」の流れの中でとらえ直し、その思想史的意味を探ろうとするものである。

最後にアロンは、フランスの社会学を、(一)モンテスキューからトクヴィルへと至る自由主義的政治社会学、(二)コントからデュルケムへと至る実証主義、(三)マルクス主義、という三つの流れに区分している［アロン 1974: 334ff］。アロンによれば、デュルケムの属する流れは「政治」を軽視して合意や社会的統一を重視し、近代産業社会に対して基本的にオプティミスティックである。この解釈は、デュルケムの「保守性」を強調する一九七〇年以前の解釈の一つの代表でもある。この解釈に対して、アロンの言う第一の流れとデュルケムとの思想内容におけるつながりを具体的に指摘する作業は、以下の行論の中で行うことにしたい。

ここでデュルケムの思想内容を検討する前に、彼の政治的問題関心を示す伝記的事実について触れておこう。デュルケムは一八五八年に生まれ、思想形成期のほとんどを一八七一年に開始された第三共和制の下で過ごした。この時期の政治的争点の内容については後に触れることにしたいが(16)、デュルケムは、青

年期から一貫して基本的に共和制を支持する立場にあった。例えば高等師範学校時代に社会学を「共和国に基礎を与える哲学」と語り、人生の前半をその研究に、後半を政治に捧げるという決意を語ったり、一八八〇年の共和制一〇周年の際には自ら祝賀デモに参加している［Lukes 1973: 46f］。以上のエピソードからも分かる通り、彼の関心は当初から共和制の安定という政治的目的に注がれ、自らの人生をそれに捧げようとする強い実践的意欲も有していた(17)。同様のことは、当時の政治的争点の一つでもあった教育改革に対する彼の態度からも(18)、また学生時代に影響を受けた思想内容からも(19)、指摘することができよう。彼が自ら体系化していく「社会学」という新しい学問体系は、このような政治的問題関心に応えるものとして選び取られたものである。そこで問われるべきは、「政治」と「社会学」との関連であり、特に王制のイデオロギー的基盤である伝統主義やカトリック思想との対抗というコンテクストにおいて、第三共和制の体制原理の一翼を構成する自由主義(20)と「社会学」との関連を見ることでなければならない。そこで以下では、先行の諸理論に対してデュルケムがいかなる立場に立ったかを取り上げることにする。まず彼の価値理念と方法論について触れ、次にモンテスキュー的伝統の継受という点でモンテスキュー論を、さらに「社会」を経済的関係と見る見方に対する批判として功利主義批判を、最後に共和主義批判としてルソー論を取り上げ、ヘーゲル批判にも触れる。

(一)価値理念、方法論

デュルケムが価値的に立脚するのは、初期から後期まで一貫して、カントに見られるような個人人格の自律性と尊厳とを重視する立場である。先に触れたようなルヌーヴィエの影響に始まり、一八九八年ドレフュス事件の際ドレフュスの人権を擁護するために書かれた論文「個人主義と知識人」において定式化された「道徳的個人主義（individualisme moral）」(21)の内容は、まさにこのような彼の価値理念を示すものである。それはこの論文の中で「カントやルソーの個人主義であり、唯心論者のそれであり、人権宣言が多少ともうまく定式化しようとしたそれであり、フランスの学校で日常普通に教えられ、我々の道徳的信仰箇条の基礎となっているそれである」［SA 263］とある通り、どちらかと言えば漠然と当時の体制原理を指していると考えてよい。このように、デュルケムの独自性は必ずしもその理念の内容にあるのではない。彼の理論的課題は、むしろ広く通用していたこの理念を導出し正当化するための方法論、さらに

この理念を現実の社会状況において根付かせるための基盤を模索することにこそあった。

方法論として、彼は、自由な人格の基礎としてアプリオリな原理を措定する自然権思想及びカント主義が理念を導出する際に依拠する方法論を批判し、「帰納」的方法論を提起する。まず自然権思想については次のように批判される。

「自然権、つまり個人の権利は個人の本性に由来するというテーゼの信奉者たちは、それを何らかの普遍的なものとして、つまり決して変わることのない確固たる規範、いかなる時代、いかなる国においても通用する規範と考える。…しかし以上のような理論が依拠する公準は、人為的な単純化の所産である。個人の権利の基礎にあるものは、あるがままの個人についての観念ではなく、社会がそれを現実化し理解する仕方、社会がそれに対して下す評価なのである。」[LS 104f]

ここでは個人の権利の基礎にあるのが特定の歴史状況における「社会」であると主張され、コンテクストを捨象した理念の設定の仕方が批判されている。またカントに対しては、『社会分業論』(1893) においてすでにその方法論が「主観的」と批判されている [Durkheim 1893: 15]。これらの批判の要点をまとめると、次のようになるだろう。デュルケムによれば、これらの思想は(一)最初に抽象的な人間性について何らかの観念を措定し、(二)この人間性の成長こそが道徳的であると仮定し、(三)そこから具体的な道徳律を「演繹」する、という方法を取っている。しかしこれは三つの点で誤っている。第一にこの「人間」という概念は、「体系的に操作された科学的な検討の結果ではありえない」。ここで言う「科学」とは、観念の内容を「客観的事実として取り扱い、これを観察し、比較する」[DT 9] ことを意味している。第二に、「道徳」とは何かという問題は、道徳的諸事実を観察し分類しその役割を決定する「科学」が作られることによってのみ明らかとなるのであり、あらかじめこれを前提にすることはできない。第三に、道徳という分野について「演繹によって引き出される結論は、憶測の域を出ない」。これが現実に通用することを確証するためには「事実の検証」が必要とされる [Durkheim 1893: 19f]。こうしてデュルケムは、自然権思想やカント主義における「演繹 (déductive)」的な方法論に代わり、観念を客観的事実として扱い・それを観察し・分類し・その条件と機能を探る、という「帰納 (inductive)」的方法論を提起する (デュルケムはこれを「実証科学 (science positive)」とも呼んでいる) [Durkheim 1893: 20]。

(二)モンテスキュー論

「モンテスキューの社会科学の成立に対する貢献（Quid Montesquieu fundatus politicæ scientiæ instituendæ contulerit）」は一八九二年に学位論文の副論文として提出されたものであり、この中で「社会科学の基本原理が初めて確立したのはモンテスキューにおいてであった」[MR 110]と述べられるように、若きデュルケムがモンテスキューを通じて多くの発想を得たことは明らかである。それではデュルケムはモンテスキュー的伝統から何を継受したのだろうか。デュルケムによると、モンテスキューの社会科学への貢献は「法則」と「類型」という二つの基礎概念を確立した点に求められる[MR 110]。

まず「法則」の確立とは、「社会」という領域に固有の法則が存在することを発見し、それを「自然法と厳密に区分した」ことである[MR 50]。モンテスキューにおいて「自然法」とは、社会を形成する以前の状態において個人が従う法を意味するが[MR 51]、「社会」の法則とは、このような前社会的個人の観察によっては導かれない「社会生活の所産」とされる[22]。デュルケムはこの点を強調することによって、「社会」に先立つ自然法的秩序を前提とせず、「社会」は「自然法」によって規定されない独自の領域であるという立場を共有するのである[23]。

次に「類型」とは、モンテスキューによる君主制、共和制、専制の区分のことであり、デュルケムはこれを「この分類ほど真実であり、鋭い洞察を含んだものはなく、その原理は今日でも踏襲されることができる」[MR 70]と高く評価している。ここではモンテスキューとデュルケムとの関連を、次の三点において指摘することにする。

第一に、デュルケムは、アリストテレスの分類とモンテスキューの分類とが根本的に異なっていることを強調する[MR 73]。アリストテレスは統治者の数によって政治体制を分類するが、モンテスキューの分類は統治形態の用語を用いつつも、実質的に「社会的種別（societatum species）」による区分であった[MR 68]。デュルケムがモンテスキューの分類を「全く新しい企図を実現した」と評価するのは、この点、すなわち政治社会全体を構成する基底的領域は統治機構ではなく「社会」である、という認識と関連している。デュルケムは、このようなモンテスキューの立場を押し進め、「主権の本性はいろいろ変化する可能性があるのに対し、社会の本性はいつまでも不変であるし、逆に相互に著しく異なっている諸社会においても、主権の本性は同一のものであることがある」[MR 69]と述べる。つまり「社会」は環境に規定され「不変」であるのに対し、統治形態は偶

然的要因によって「社会」から自律的に変化しうる、という認識である。[24] 以上の意味において、両者の関連として、それまでの伝統的な政治思想に特徴的な統治機構の重視から、「社会」そのものへと視点が転換したことを指摘することができる。

第二は、君主制と共和制との区別に関してである。モンテスキューは両者を社会の規模に応じて区別し、君主制に最も高い評価を与えるが、[25] デュルケムはこの区別を「分業」の程度と関連させて理解している。デュルケムによれば、共和制の本質は「分業が全く存在しない」点にあり、その基盤である「徳」とは諸個人の意識の画一性から来ている [MR 60ff]。一方君主制では「分業が最大限に発展」しており、「諸要素の緊密な結合は、この諸要素の多様性自体から生じる」[MR 62ff]。このような理解は何を意味しているのだろうか。同じ時期の著作である『社会分業論』における「機械的連帯」と「有機的連帯」の区別を想起するなら、「分業」の進展した近代社会において適合的な「社会」はモンテスキューの言う「共和制」ではなく「君主制」(的な社会) であると、デュルケムが考えていたことを意味していると言えるだろう。この「社会」をデュルケムは次のように表現している。まず共和制に特徴的な意識の画一性や「徳」は、存在条件を喪失する。

「社会の成員は共同的利益全てを個人的利益に向けてしまうから、共和制の基盤であるあの徳のあらゆる条件はなくなってしまう。」[MR 65]

「各階級は社会生活の一つの限られた領域しか支配しないので、それが果たす機能以外のことには眼が届かない。」[MR 64]

「分業」の進展によって利害や意識が多元化し、多元的利害の出現はその間の競争をもたらすことによって、「徳」に代わって「名誉」という倫理を生み出す。さらに

「社会体の諸機関は君主の権威を制限するだけではなく、相互にも制限しあっている。」[MR 64]。

とされ、多元的組織の均衡から「政治的自由」が生じる、と言う。以上のようにして、デュルケムは、「分業」の進展した近代社会に適合的な価値を、モンテスキューと同じく平等や「徳」に代わる「多元性」に求め、それらの競争の内に自由の条件を見出すのである。

第三は、君主制と専制 (despotism) の区別に関してである。デュルケムによれば、モンテスキューは専制と君主制との間に「絶対的に対立する」相違を設けている [MR 56][26]。すでに見たように、君主制では社会的諸機能の分化とそれらの機能的結

合とが前提となっているのに対し、専制においては「分業」が一切存在せず、画一的な社会の上に絶対的な権力者が存在している。デュルケムはこの社会を「有機体のあらゆる力を頭が吸収してしまっている」「怪物」[MR 67f.]と評している。「モンテスキュー論」の中ではこれ以上の説明はなされていないが、デュルケムの「専制」理解については、他の論文によって補足することが可能である。モンテスキューは専制の類型として東方諸国を挙げたが、デュルケムも「ロシアにおける国家と社会」(1902)という論文において、ロシアや中国の国家を評して

「基底にある社会生活と関連して存在するが、外在性(extériorité)において特徴づけられる種類の、ある一般的な国家の形態がある。」[Durkheim 1975: 239]

と述べている。ここでは東方国家が、「社会」との密接な関係を持たない「外的」存在であるという点が強調される。また「刑罰進化の二法則」(1901)という論文においては、統治機構の権力を制限しうる「社会」が存在しないために統治機構に権力が集中し、「社会」に対して圧制的な権力行使が行われるような「絶対主義」政府について、次のように言う。

「最高権力と他の権力との関係が一方的な性格を帯びるにつれて、…政府は絶対的になってくる。反対に他の社会的諸機能との関係が完全に双方的になるほど、政府は絶対的でなくなっていく。」[Durkheim 1969: 247]

ここでも政府の「絶対性」は、「社会」との関係の程度によって認識されている。以上の例から分かるとおり、デュルケムはモンテスキューの言う専制、すなわち国家の権力行使の逸脱形態を、「社会」と密接な関係を有するかどうか、という基準によってとらえていた。君主制と専制の区別は、統治形態にあるのではない。国家が「社会」との関係において外在的となり、一方的である場合、その国家は専制的となり、逆に「社会」との間に多元的な交流があり、それらが互いに制約しあう関係にある場合、国家は専制的でなくなるのである。

(三)功利主義批判

「フランス自由主義」における「社会」概念が、ある面において功利主義的社会観への対抗でもあったことを指摘したが(第一章第一節参照)、デュルケムにおいても、特に初期の段階での中心的関心は、自由放任主義・功利主義の社会像[27]に対する批判であった。その批判の中心的論点は、デュルケムの秩序観、すなわち利害による結合は安定した秩序を導きえない、という見方にある。

「利害による結合は決して長続きするものではないし、人々の間に外在的な紐帯を作り出すにすぎない。…交換という事実そのものにおいては、多くの当事者は互いに外面的な接触にとどまり…人々の意識はごく表面的にしか触れあわない。…この利害の完全な調和とは、潜在的な闘争を包み隠しているか、あるいは闘争を引き延ばしにしたに過ぎないことを知るだろう。」[DT 180f]

では、なぜ利害に基づく結合は均衡的秩序をもたらさず、「潜在的な闘争を包み隠している」と言われるのだろうか。その根拠は彼の人間観にある。

「道徳的規律が存在しない場合、個人的欲求しか存在しなくなり、それは本性からして無限で飽くことを知らないため、規制するものが何も無ければ、自ら規制することができない。」[LS 50]

デュルケムは、個人の欲求を本性的に無規制なものと想定していた。したがって、利害による結合は一時的な安定しか保ち得ないと考えられたのである。(28)

このような人間観は同時代の社会に対するデュルケムの見方と深く関連している。彼はしばしば次のような言葉を述べている。

「経済界の悲惨な光景が呈するあの絶え間なく繰り返される闘争やあらゆる種類の無秩序」[DT III]

「今日、経済的破綻はこれほどにも自殺を増加させている」[S 285]

「それら［経済活動－引用者］は互いに浸食し破壊し圧迫しあおうとして、対立運動の中で激突する。おそらく最終的には強者が弱者を押し潰し、あるいは少なくとも従属状態に陥れることだろう。」[LS 50]

デュルケムの眼に映る当時の社会は、大規模な産業化の進展による労働者の生活環境の悪化、資本家と労働者の階級対立の激化、道徳的な空白、自殺率の上昇など、様々な社会不安を露呈した状況であった。産業化にともなって自己利益の追求活動が既存の規範から解放された時、それは新たな均衡的秩序を生み出すどころか、「欲求」を無限に拡大させることによって、無秩序で弱肉強食の世界を生み出していると認識されたのである。(29)さらに、このような見方はデュルケムに独自のものではなかったこともつけ加えておく必要がある。デュルケムが「スペンサーの実践哲学はもうほとんど賛同者を見いだせないほど惨めな道徳になっている」[SA 263] と述べるように、一九世紀末のフランスでは功利主義のオプティミズムを受け継ぐ思想はほとん

ど見られず、むしろ広く一般化していたのは個人のエゴイズムの解放による「社会の解体」という危機認識であった［Lukes 1973: 195ff］。

さて、社会的秩序をもたらすためには各人の行為においてエゴイズムを抑制する規範が必要とされる、という彼の秩序観からは、自由放任主義とは異なる社会観がもたらされることになる。

「経済的諸機能は、それ自体のために存在するのではなくある目的のための手段にすぎないこと、社会生活の諸機関の一つであること、そして社会生活とは、なによりも同一の目的に向かう人々の努力が調和する共同体（communaute）、精神と意志の融合体（communion）であること」［LS 54f］

自由放任主義が利害の予定調和に基づく社会モデルを提示するのに対し、デュルケムは「社会」を一つの目的を共有する「共同体」であるとし、経済的活動はその下に服する一機能にすぎないととらえる。このような「社会」観の意味については後に検討するが（第二章第二節参照）、以上の検討からも明らかなように、デュルケムは当時の社会状況を背景に、経済的領域の自律性を否定し、エゴイズムの解放を抑止する基盤を経済的関係とは異なる規範的な紐帯において求めていた。

第二は、功利主義的国家観に対する批判である。功利主義や自由放任主義において「社会」は脱政治的領域ととらえられ、産業化に伴う自己調整的市場の発展によって、国家の役割は低下していくものと考えられた。一方デュルケムは、国家と社会を対立する二元的領域と考えるのではなく、むしろ両者を相互補完的な関係においてとらえている。デュルケムの国家論については第三章第二節において詳しく触れることにしたいが、さしあたりここで確認しておくべきことは次の点である。デュルケムにおいて、国家は「社会」の外部に位置するのではなく、また「社会」も国家の外部にある領域ではない。むしろ国家は「社会」の内部にあって、社会全体の統合に重要な機能を果たす自律的な一機関である［DT 198-205］。社会の規模の拡大および諸機能の複雑化にともなって、社会内部の諸機関の自律性が増大し、それらの間に相互依存関係が高まるほど、一部分の問題が全体に伝播し大きな影響力を与えるため、中枢機関による規制の範囲も必然的に拡大することになる［DT 202-204］。こうしてデュルケムによれば、「社会」の発展は同時に国家の拡大を伴うのであり、これは決して矛盾する過程ではない。以上の点において、功利主義的国家観は理論的にも、また歴史的な過程に照らして見ても、誤っているものとされる。

(四)共和主義批判

功利主義的社会観に対する批判とともに、デュルケムの思想を導くもう一つの主要因は、ルソー的共和主義に対する批判であった。「フランス自由主義」の「社会」概念における政治的問題構成とデュルケムとの関連を見る上で、彼の隠れた政治的関心を支えていたルソーとデュルケムとの関連について指摘される場合、これまでルソーとデュルケムとの関連について強調されることが少なくなかった。(30) 理論の上での共通性について強調されるべきは、「ルソー的共和主義」以後という一九世紀フランスの政治的文脈の中でデュルケムの思想が展開されたという側面、すなわちデュルケムが当時の政治的社会的危機の思想的背景にルソー的共和主義があるととらえ、これを克服するために「社会学」を構想していった、という側面である。

デュルケムは、フランス革命の原理となったルソーにおける治者と被治者の一致という人民主権原理、および個人に本来的自由をもたらすものとしての「一般意志 (volonté générale)」概念が、革命から一世紀を経た当時のフランスにおいても大きな影響力を持っていると考えていた。

「わが国では政府は一般意志の代表者にすぎないとする観念が広く流布している。この観念はすでにルソーの学説の根底に存在している。またそれは、多少とも重大な留保を付した上で言うならば、我々の議会慣行にも存在している。」[LS 127]

それではこのルソー的民主制の観念は、現実の政治に対していかなる影響を及ぼしているのか。

「民主制のこの逸脱型においては…一方には複雑で精巧な機構、巨大な行政府の無数の歯車、他方には最も原始的な政治形態への回帰としての国家の役割のとらえ方がある。…国家は自らの力で動くのではなく、多数者の混沌とした感情のままに動くのであるが、他方で自らの掌握している強力な行動手段によって、一方で国家を従僕の地位に止めている当の諸個人に対して重圧を加えることができる。…この観念を体系化したものをその学説とするルソーは、依然としてわが国の

民主制の理論家である。」（傍点引用者）［LS 132］

「民主制のこの逸脱した形態」とは、「国家と諸個人全体が直接に関係しあっていて、いかなる媒介物も両者の間に介在していない」［LS 128］状態を意味している。ルソーの「一般意志」概念は分割不可能な統一的意志とされ、これの影響を強く受けたフランス革命の過程の中で、現実に国家と個人の間に介在するあらゆる中間集団を排除する法律が制定された（一七九一年のル・シャプリエ法）。デュルケムによれば、当時のフランスにおける危機は、この結果としてまさに巨大な国家と原子的個人とが直接的に対峙することから生じている。しかしこの危機は、巨大国家による個人への抑圧の危険にのみあるのではない。ルソー的民主制における国家と社会の同一視というフィクションから生じる、多数者の意志が国家に反映されることによって個人の多様性が抑圧される危険性、すなわちトクヴィルの言う「多数者の暴政」の危険性こそが、デュルケムの危機認識の源泉であった。この「多数者の暴政」の危機に対する彼の実践的関心は、『社会分業論』が出版される五年前の一八八八年に行われた講義の中で、すでに次のように強く主張されている。

「我々は今日世論以外のいかなる支配者も認めない国に住んでいる。この支配者が知性のない独裁者とならないためには、世論に光明を与えなければならない。…この結果に到達できるよう私の力の許す限り貢献することこそ私の最大の関心事であり、多少でもそのことに成功できれば、これより大きな幸せはないのである。」［SA 109f］

この言明には、民主制が「多数者の暴政」に陥ることを回避するという実践的な政治関心が彼の出発点でもあり、また彼の学問を支える一貫した動機でもあったことが示されている。

さらに彼のこのような関心は、当時の政治状況において根拠のないものではなかった。一九世紀フランス政治史における帝制の揺り戻しは単なる伝統主義の反動に止まらず、「比較的政治意識の高い地域および社会層によっても支持」されたという特徴を持っている［中木 1975: 14］。中木はこれを、フランス政治史を特徴づける「ジャコバン主義（Jacobinisme）」的伝統、すなわち危機における議会制的民主制への不信と、平等主義・愛国主義という特徴を有した政治的気質に基づく民衆運動の伝統によって説明している［同上, 21ff］。「多数者の暴政」への危機認識とは、このような反議会主義の根強い基盤を背景とし、大衆の熱狂的な運動が帝制へとつながることを回避し、第三共和制を維持するために理性的公衆を創出する、という戦略へと連なるものでもあった(31)。

したがって、「社会的組織の再建」という課題や「統合」というテーマも、単に彼の政治的保守性を示すものではなく、ボナパルティズムやジャコバン主義に対抗して議会制や共和制を擁護する、という彼の政治的な実践的関心と密接につながっている。

「フランスは、ヨーロッパのあらゆる国の中で古い社会組織が最も完全に根絶された国である。我々はそれを一掃し、こうしてむき出しにされた土壌の上に全く新しい建造物、すなわち我々が一世紀前からその緊急性を感じているにもかかわらず、常に予告されては延期され、ほとんど今日まで革命の翌日以上には進められていない事業、を確立しなければならない」[SA 135]

ここでフランス革命直後と一九世紀末との政治社会構造が比較されているのは、ルソー的共和主義を反映する政治社会構造が二つの時期を挟んで不変である、という認識から来ている。したがってここで言う「社会組織」とは、国家と個人を媒介し、「新しい専制」を抑止するものとして提起されていると考えなければならない。デュルケムにおいても、「多数者の暴政」さらには「民主的専制」という政治的危機の根源は、単なる政治体制の問題にとどまらず、社会組織のあり方に関連した問題であった。

以上のようにして、デュルケムは当時の政治社会における危機をルソー的共和主義を思想的背景とした「新しい専制」の危機として認識し、それに対抗するものとして「社会学」を構想していったととらえることができる。

それでは理論の上で、デュルケムはルソーのいかなる点を批判したのだろうか。まずルソーの「一般意志」概念については、次のようにとらえられる。それは「相異なっているが連帯的であるような諸力の体系で構成されているのではなく、ある同質の力で構成されている」「一つの不可分の魂」[MR 169]である(32)。デュルケムはこの概念に「特殊な分化尊重主義への恐怖、統一至上主義的社会観」[MR 165]を見出し、このような画一的に統合された「一般意志」のあり方を批判する。

「社会契約という仮説は分業の原理と両立しえない…なぜなら、契約なるものが可能であるためには、ある時、全ての個人の意志がその社会組織の共通の基盤をよく理解していなければならないからであり、したがって、各々の個人の意識が政治問題をその全貌においてとらえていなければならないからである。だが、そうするためには各個人が自分の領分から

出て、皆が一様に同じ役割を、つまり政治家であると同時に選挙人の役割を演じなければならない。…この連帯は、分業とは何の関わりもない」[DT 178]。

デュルケムによれば、「分業」による個人の意識の個別化は「一般意志」の形成を不可能とさせる。言い換えれば、「分業」の進展によって「一般意志」に還元されない多様な個人的意識の領域が生じると主張しているのである。

「分業」によって個人的意識の領域が拡大するという認識がある以上、治者と被治者の一致という人民主権の原理に対しても否定的とならざるをえない。この原理に対してはすでに最初期の論文（1884）において、次のように述べられている。

「有権者は国民を代表しなければならないということらしい。しかしそれは可能なのか。…孤立した市民はこの広大な社会の意識をそれ以上に持ち得ない。彼は微細な部分しか認めていないし、それしか知らないのである。このような場合、彼がいかにして権威ある代理人となることが出来るのだろうか。」[SA 182]

このようにして、社会の規模の拡大と「分業」の進展は全体社会と個人的意識との間にズレをもたらし、人民主権原理および「一般意志」という概念を時代錯誤的なものとする。

それでは、以上のような「分業」の進展による個人的意識の領域の拡大というデュルケムの論点を認めた場合、そこで全体社会は個人とどのような関係に立つのだろうか。人民主権に代わる政治社会を構成する原理はどう模索されるのだろうか。さらに以上のような認識は、社会を個人の集合体とは異なるより優越的な存在と考えるルソーへのデュルケムの評価[33]と、どのように整合するのだろうか。個人と社会の関係を巡るデュルケムの議論のより一般的な方向性を探る場合、次の言葉は重要な示唆を与える。

「一般意志とは、社会状態にあってすべての個別意志が一種の抽象的利己主義の実現を目的としている限りにおいて、個別的意志すべての算術的平均である。ルソーはこのような理想以上に進むことは困難であった。…社会の目的からは一切の個人的性格が奪われるはずである。それゆえ社会は、きわめて抽象的、非人格的な何ものかでしかない。」[MR 165]

「ルソーは人間の現実に二つの極しか認めなかった…社会生活の主体であり客体である抽象的一般的な人間と、あらゆる集合的生活の敵対者である具体的経験的な個人である」[MR 191]

ルソーは原子的な個人と画一的に統合された抽象的な社会とい

う両極端の存在しか想定しなかった。[34] デュルケムは、一方で自然状態論を批判し具体的個人の集合とは異なる「社会」を理論の出発点に置きながらも、他方でルソーの社会概念における同質性を批判し、「分業」に伴う個々人の意識の個別化や多様化を説く。それゆえデュルケムの課題は、具体的個別的な個人と、大規模化し個人にとっては抽象化された全体社会とを媒介する中間領域に着目し、そこに適合する「社会」モデルを見出すことにあった。それは理論的に言えば、具体性と抽象性、個別性と普遍性とを結合する「社会」モデルを、「分業」の進展する状況下で探ることにあった、と言うことができる。

(五) ヘーゲル批判

ヘーゲルについてデュルケムは次のように述べる。

「彼の見地からすれば、それぞれの社会は個人の目的よりも優れ、またそれと関係のない一個の目的を有しており、国家の役割はこのまさしく社会的な目的の実現に努力することにある。…個人はまさしく社会の栄光のため権勢のため富のために奉仕しなければならない。」[LS 90f]

デュルケムによれば、ヘーゲルの理論は個人の道徳的価値を認識せず、個人の影響から切り離された全体社会の一体性を強調する一種の「ゲマインシャフト」の理論である [Durkheim 1975: 316f, 387]。そこでは都市国家の理念に見られるように、個人の私的世界と公的世界の間に「断絶」があり、後者は個人に優越する価値を有した独自の実体とされる [LS 91f]。国家はそのような目的を実現するために「社会」に介入し、個人を自らの下に従属させることになる。これに対してデュルケムは、近代社会の特質を国家の「超越性の喪失」という点に見出す [LS 115]。もはや国家は個人を超越する実体ではなく、多様な諸個人の反省的意識に基礎づけられた、個人の解放に従事する機構にすぎない [LS 104, 115]。ここでもデュルケムの課題は、国家の超越性や「普遍性」の強調に対抗して、国家の活動を基礎づけ、多元化した個人の意識と国家とを媒介するような「社会」モデルを提示する、という点に見出される。

最後に、以上の議論を整理しよう。これまでの検討から明らかとなることは、モンテスキューからトクヴィルへと至る「フランス自由主義」における問題構成が、以下の点においてデュルケムに引き継がれていた、ということである。第一に、個人人格の尊厳と自律性の尊重という価値理念に立脚して政治社会のヴィジョンを構築する点である。第二に、この理念を導出し

正当化するための基盤を、アプリオリな原理を前提にする自然権思想やカント的な人格概念に求めず、具体的事象の内に探ろうと試みる点である。デュルケムが事実の観察に基づく帰納的方法論を主張するように、フランスの自由主義においても「科学」的方法論が模索される。そして両者において最も重要な役割を果たす概念は、「社会」あるいは「歴史」である。第二に、モンテスキューから継受した点として、次の諸点が挙げられる。自然法的秩序を前提とせず、「社会」を独立した領域ととらえること、平等や「徳」よりも多元性や「名誉」といった価値を重視すること、さらにさまざまな政体を「社会」を基盤として成立するものとし、政治のあり方を「社会」との関連によって決定されるもの、ととらえている点である。第四に、功利主義に見られるような利害の調和に基づく「経済」的社会観を批判する点である。国家と社会の二元論的対立を想定する潮流が、「普遍的利害」の名の下に国家の社会への介入をもたらすのに対し、「フランス自由主義」およびデュルケムにおいて、「社会」は経済的領域と見なされず、また一方で「社会」は国家に対立する領域ではなく、国家を構成する要素ととらえられる（「政治の社会化」）。第五に、ルソー的共和主義における一元性を批判し、多元的「社会」を構想する点である。この多元主義の擁護という点は、「フランス自由主義」およびデュルケムにおいて、特に民主化という状況を背景とした「多数者の暴政」に対する危機意識に発していると言うことができる。第六に、多元化した個人や「社会」から離れた国家の「普遍性」という抽象的な役割づけを批判し、個人と「普遍的」国家とを媒介するような「社会」の模索を、思想の中心に据えている、という点である。

「フランス自由主義」において、以上のような問題構成に対応するものとして与えられたのは、多元的でボランタリーなアソシエーションとしての「社会」概念であった。本稿の解釈は、第三共和制下の政治社会構造に即応して「社会」概念にさらなる転換がもたらされ、以上の課題に一つの体系的な解決を与えるものとして、デュルケムの「社会学」が構想された、というものである。デュルケムが「社会学」という新しい学問体系を生み出さなければならなかったことは、それまでの思想的語彙によっては、上記の問題構成に解決を与えることが不可能であると認識されたことを示している。そしてそのことによって、個人の自由を中心とした政治社会の構想を巡る議論の土俵が、「社会学」へと移行したと考えられるのである。それでは「社会学」においていかなる解決が図られたのだろうか。次章においては、デュルケムの「社会」概念を中心にその点を検討する。

第一章註

(1) 以上の点は［宇野 1994: 159］の他［マナン 1994］［ニスベット 1990: 113f］も参照。

(2) したがって、本稿の用いる「フランス自由主義」という呼称は、次の意味において特殊なものである。第一に、デュルケムの思想を理解する参照の軸として有用な限りにおいて取り上げられるため、その内容はモンテスキューからトクヴィルへ至る潮流に限定され、一般にそこに含められる思想家全てを指すわけではない、という点である。さらにこの点については、モンテスキューやトクヴィルに見られる行政的な分権の強調やその貴族主義的側面から見て、むしろこの潮流はフランスの自由主義における傍流として位置づけられる、と主張する研究者も存在している（例えば［Logue 1983: 5］など）。ただし現状では、フランスにおける多様な自由主義思想の全体像が必ずしも確立しているとは言えず、何を「主流」とするかも論者によって異なりうると思われる。いずれにしろ、ここで用いられる「フランス自由主義」は便宜的な呼称の域を出ていない。

第二に、モンテスキューからトクヴィルへ至る潮流についても、主としてケーンやテイラーなどの論者の解釈に依拠しており、これらは近年の共和主義および市民社会論パラダイムに規定された解釈との印象は否めない、という点である。特に近年のトクヴィル解釈については、解釈者の立場を反映する形で様々に異なるものが提起されており、唯一のオーソドックスな解釈を示せる状況ではない、と言われる（cf. ［宇野 1998: 7ff］）。

(3) 「社会」という語の有する意味と用法が優れて十九世紀的なものであることは周知の通りであるが、ここではリーデルやケーンの論述に即して、「社会（société）」概念を「市民社会（societas civilis, société civile）」概念から派生したものととらえることにする。なお後の論述との関連で言えば、モンテスキューおよびトクヴィルにおいては「社会」という語も用いられているものの、主に用いられる概念は「政治社会（société politique）」と区別された領域である「市民社会（société civile）」の方である。またデュルケムは、民事的領域を含むあらゆる集団を「社会」と称した上で、特に国家を含んだ全体社会を「政治社会（société politique）」と称するが［LS 81f］、「市民社会（société civile）」はほとんど用いられていない。

(4) リーデルの整理はおよそ次のようなものである［リーデル 1990: 48-115］。「政治的（politics）」と「市民的（civilis）」の区別が最初に明示されるのは一八世紀のモンテスキューにおいてであり、さらにイギリスの道徳哲学やフランスの重農主義者において、自由主義的な「市民社会」概念が獲得される。それは商業とマニファクチ

ャーという新しい経済的関係を背景とし、伝統的概念を脱政治化することによって最終的に社会と政治の一致を解体に導くものであった。これ以降の「市民社会」概念史は三つの流れに区分される［同上, 78ff］。第一は上述の自由主義的概念の流れであり、それは自由と強制、支配と平等、規範と事実に関する概念に内包された矛盾を抱え込むことになる［同上, 61-69］。第二はフィヒテにおいて表明され「社会学」へとつながるような、国家に先立つ自己充足的な「社会」概念である［同上, 69-73］。第三はヘーゲルによって定式化されブルジョアという私的存在によって構成される「欲望の体系」としての「市民社会」であり、やがてこの概念はマルクス及びエンゲルスの社会主義において、特権的所有者の支配する「ブルジョア社会」と、プロレタリアートの「社会主義的」もしくは「共産主義的」社会との対立に至る［同上, 94-98］。以上の流れを経て、さらにリーデルは一八四八年以降の概念史を「概念の破壊と言語上の関連体系の解体、および概念史の終結」の段階として位置づける［同上, 98-115］。即ちそこでは「市民社会」がブルジョア的支配層の「階級秩序」を意味するか、もしくは産業化にともなう「社会問題」の表面化によって、「非自立的大衆」の構成する「社会」へと変質することになる、と指摘される。

(5) 例えば、「簒奪者から自らの財産と身体を守るために仲間たちと協同する者は、偉大な高潔さと力強い精神が発揮されることを知るだろう」［Ferguson 1995: 210］。

(6) Cf. [Paine 1985: 163].

(7) 例えば次の記述。「文明は完全になればなるほど、自らのことがらを自分自身で規制し、自ら統御するようになるため、政府を必要としなくなる」［*ibid*, 165］。

(8) Cf. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, §185.

(9) Cf. *ibid*, §261-263.

(10) Cf. [Tocqueville 1951: 113-117].

(11) ウォリン（Sheldon Wolin）もまた「社会」概念を次の二つの潮流に分類している［ウォリン 1994: 337f］。第一は「政治制度の権威は無数の社会的権威を基礎として、その上に成り立っているのであり、また種々さまざまの忠誠心によって培われている」とする立場であり、代表者としてモンテスキュー、バーク、メストル、コント、トクヴィルなどを挙げる。第二は「社会は、相互に作用し合う諸力の自己完結的体系であって、その「外側」にある政治機関の助けをかりることなく、みずからの存在をもちこたえることができる」とする立場であり、その代表にロックや古典経済学者、イギリス功利主義者などを挙げている。この区分は大体テイラーの区分と一致しているが、ウォリンがフランス自由主義を第二の立場に

含めていることについては、具体的に誰を念頭においているか不明であるとしても、やや疑問が残る。

(12) 確かにトクヴィルは、一方でアメリカ社会において、私的利益の追求が公的秩序の形成へと連なっている側面を指摘しているが、他方では民衆が利益追求に専心することによって、公的な事柄が見失われ、専制へと導かれる危険が高まることを警告している。cf. [Tocqueville 1951: 147].

(13) 市民的結社 (association civile) と政治的結社 (association politique) が、結社の能力の発達という点で相補的であるという指摘については、[*ibid.*, 122] を参照。

(14) トクヴィルにおいて「民主的専制 (despotisme démocratique)」「多数者の暴政 (tyrannie de la majorité)」という語が、西洋政治思想における概念史上の「暴政 (tyrannie)」「専制 (despotisme)」という概念の相違を反映する形で、微妙な相違を示していることは、すでに [Richter 1971] および [松本 1991: 54-61] にも示唆されていたが、それは [宇野 1998: 44-48] においてより明快な形で指摘されている。すなわち、「多数者の暴政」が世論の画一化による個性の抑圧、という「精神的」な次元での問題を主に指しているのに対し、「民主的専制」とは政治権力の集権化と個人の無力化、前者による後者への絶対的な権力行使、という「システム」全体の権力関係を問題としている、という相違である。トクヴィルが両者を厳密に使い分けているとは言えないにせよ、本稿もこれに沿う形で、一応「多数者の暴政」「民主的専制」という語を使い分けることにする。

ただし少し補足しておけば、デュルケムにおいては、両者は重なり合って一つの事象を形成しているととらえられていたように思われる。彼の認識によれば、画一的な世論の圧力、あるいは国家の集権化それ自体は大きな問題ではない。陶冶されない「混沌とした」多数者の意思が、直接集権的国家に反映されることによって、個人に対する「専制」的な権力行使がもたらされるのである (cf. [LS 132])。以下このような認識を指して、括弧付きで「専制」と呼ぶことがある。

(15) 例えばギデンズはデュルケムの思想を功利的個人主義、社会主義、保守主義の三つの伝統の統合とし、特に「自由主義の基盤を再考する試み」と評している [ギデンズ 1986: 181]。またルークスはデュルケムにおける多元主義をグリーンやトクヴィルの自由主義の延長に位置づける [Lukes 1973: 271]。ただしこれらの研究は自由主義のフランス思想史における文脈に特別の注意を払っているわけではない。一方リクターはデュルケムの政治理論を扱った論文において、本稿とほぼ同じ視角を取っている [Richter 1979]。リクターによれば、デュルケムは「自

由主義・民主主義という信念や理念を社会学的概念に転換」した思想家であり、またその思想はモンテスキューやトクヴィルの潮流に位置づけられ、彼は「再生され強化された自由主義（revised and strengthened liberalism）」［*ibid.* 196］を模索する政治理論家に他ならない。このリクターの研究は示唆的なものであるが、本稿ではこの視角を特に、「社会」概念史の流れと結びつけて展開したいと考える。

日本の研究としては、北川の労作がある［北川 1994］。これはデュルケムの「社会学」を同時代の政治学者ポール・ジャネ（Paul Janet）に代表される「一九世紀の自由主義的政治科学、自由主義的国家論」との対抗として位置づける研究であり、一九八〇年代以降ラクロワに端を発したデュルケムにおける政治理論の有無という問題を考察する際に重要な位置を占めるものである。一方同時代の知識社会学的観点とは別に、思想史的観点からしてみると、自然権思想やカント的アプリオリズムに立脚するジャネの思想は一九世紀フランス自由主義のその他の流れと比較して、必ずしも主流であるとは言えない。本稿の視角はむしろ、このフランス自由主義の流れの中でデュルケム「社会学」が生み出される経路とその意味を探るという点に置かれる。

なお近作では、クラディスがデュルケムの思想を「コミュニタリアン的なリベラリズムの擁護」として解釈しようと試みているが［Cladis 1992］、ここで用いられる「コミュニタリアニズム」「リベラリズム」という概念は思想史における概念ではなく、近年の論争の文脈において一定の意味づけを与えられたものである。この意味で本稿の視角とは直接関連しないと思われるため、ここで先行業績として取り上げることは避けたい。

(16) 第二章第一節参照。

(17) アルパートは初期デュルケムの関心について、「帝国の枷から脱却すると同時に、普仏戦争で屈辱的敗北を蒙った祖国フランスを政治的にも道徳的にも再建しようとする課題の中に…自己の役割を見出そうと苦慮していた」［アルパート 1977: 18］と指摘している。

(18) デュルケムは伝統的な古典教育や非科学的神学教育を厳しく批判し、第三共和制における教育改革を一貫して支持していた。田原によれば第三共和制下の初等・中等・大学教育における世俗化・現代化の改革は、「教会神学と古典的学問をその支配の媒介物としてきた貴族・地主に代って登場した新しい市民階級の利害に合致するものであったし、社会的現実の客観的研究という方向それ自身が、新旧支配階級の交替にかかわるイデオロギー論争にひとつの武器を提供するものであった」［田原 1983: 17］。

(19) 学生時代のデュルケムの思想に大きな影響を与えた人

物として、新カント派の哲学者ルヌーヴィエを挙げることができる。ルヌーヴィエはリベラルな共和主義者に大きな影響を与えた哲学者であり、彼の合理主義やカントから受け継いだ個人の尊厳と自律性の強調は、デュルケムに決定的な影響を与えたと言われている [Lukes 1973: 55f]。ルヌーヴィエ自身の政治思想に関しては [Logue 1983: 51-72] 参照。

(20) もちろんここで指す自由主義とは、厳密な思想体系というよりも一つの政治的スローガンの意味あいが強いが、さしあたり次の点をその特徴として挙げることができる。①表現の自由を中心とする個人の自律性の強調、②カトリック勢力に対抗する信仰の自由、③以上を保障するものとして国家の役割を強調すること（特に教育の世俗化という課題において）。cf. [Logue 1983: 1-16, 73-76] [Hill 1959: 205-210]。

(21) その具体的内容については第二章第二節で詳しく触れたい。

(22) 「叡知的世界が自然的世界と同じくらい十分に支配されるなどということはない。というのは、前者にもその本性上、等しく不変の法律があるが、自然的世界がその諸法律に従うようには、恒常的にそれらに従っているわけではないからである」(Montesquieu, *De l'Esprit des Lois*, livre première, chapitre I.)。

(23) この時期には、「社会」法則を規定するのは人口や物理的環境とされ [MR 81]、「社会」は外的環境の反映と見なされる傾向をもモンテスキューと共有している。この立場が中期から後期にかけて変化することについては、第二章第二節において触れる。

(24) 以上の指摘からも分かるとおり、デュルケムはこの段階で統治機構の社会構造からの「自律性」を認識していた。しかしこの「自律性」とは統治機構の形態がより偶然的要因に左右される、という認識であり、統治能力の強弱とは関係しない。

(25) デュルケムはその根拠として、「民主政や貴族政は、その本性によって自由な国家であるのではない」(Montesquieu, *De l'Esprit des Lois*, livre onzième, chapitre IV.) という箇所を挙げている。ただし厳密に言えば、この部分に続いて「政治的自由は制限政体のみに見出されるのである」とある通り、この部分はモンテスキューが君主政を共和政より優れた政体と見なしていた根拠とするには不十分である。モンテスキューにおいて「制限政体」とは、例えば「国家がある制限政体からある制限政体へ移るときには、例えば共和政から君主政へ、あるいは君主政から共和政へ移るときには、不都合は存在しない」(*ibid.* livre huitième, chapitre VIII) という箇所に見られるように、君主政のみならず共和政をも含んだ概念とし

て用いられているからである。

(26) モンテスキュー自身は *ibid*, livre troisième, chapitre II. において、次のように述べている。「君主政の本性は、君公がそこでは最高権力を持つが、制定された法律に従ってそれを行使するということ、専制政の本性は、ただ一人がその意思と気紛れとによって統治するということであった」。

(27) 「功利主義」という言葉でデュルケムがイメージしているのはスペンサーの思想である。ポッジ (Gianfranco Poggi) の整理を参考に [ポッジ 1986: 158ff] その特徴をまとめてみると、次のようになるだろう。功利主義とは①社会に先立つ個人が前提、②個人の行為を支配するのは自己利益の追求である、③社会関係は個々人の「契約」によって成り立つ、④国家などの公的機関の重要性や強制力は産業の発展とともに減少していく、とするような思想である。スペンサーの功利主義が社会哲学だとすれば、「自由放任主義」とは古典派経済学という経済思想を指しているが、両者の実質的な思想内容については、上記の四点をともに共有する点で、違いはないと思われる。なお、デュルケムの功利主義理解の特徴については [宮島 1987: 29-31] 参照。

(28) ただしここで「本性からして無限」とされる「個人的欲求」とは生物学的な欲求ではなく、社会関係の中で獲得され増殖していくそれである。『自殺論』に次のような一節がある。「人間の欲求は、ほとんどが肉体に従属していないし、あるいは少なくとも、動物と同じようには従属していない。…覚醒した反省が、望ましい目的と映じ、活動を刺激するよりよい条件の存在することをそれとなく予見させるからである」[S 273f]。

(29) ここで「秩序」という語の意味について補足しておきたい。弱肉強食の世界は第三者から見た場合一つの秩序と見なされうるが、デュルケムの言う「秩序」はそれとは異なっている。例えば「このような従属状態はいかなる道徳もそれを是認せぬ事実上の状態に他ならないから、常に待ち望まれる復讐の日まで、単に強制によって受容されているにすぎない。かくして結ばれた平和条約は、一時的なものにすぎない」[LS 50] と述べられるように、「秩序」で意味されるのは各人が自発的に当該の状況を受け入れているような状態である。この場合各人の置かれた状況が不平等であっても、それを正当化する規範が内面化されているなら「秩序」は存在することになる。パーソンズはこれらの秩序を「事実的秩序」、「規範的秩序」と分類し [パーソンズ 1976: 151-152]、デュルケムの「秩序」を「規範的秩序」であるとしている [パーソンズ 1992: 65-66]。

なお、盛山はパーソンズの秩序概念について「一般理

論としては…事実的秩序にしても規範的秩序にしても、破綻している」[盛山 1995: 42] と批判するが、デュルケムの秩序概念にこの分類を当てはめることに関しては、問題が生じるとは思われない。まず盛山は「規範的秩序」概念について、①社会の成員によって「規範的」と見なされる秩序、②当該社会に規範が存在することによって生起している秩序、③正義論的に「あるべき」秩序、の三つを区分すべきことを主張する [同上, 41]。しかしこれは「規範的秩序」概念一般の曖昧さを指摘するものではあっても、パーソンズの概念に対する批判としては当てはまらない。パーソンズの言う「規範的秩序」が①を指していることは、「[規範的秩序は―引用者] 行為者にとって「規範的」なもの―単に「事実的」なものだけはなく―である。この秩序も観察者にとっては一つの事実的秩序にすぎない」[パーソンズ 1992: 66] と述べられていることからも明らかではないだろうか。(ちなみに宮島は「規範的秩序」を③の意味で用いているが [宮島 1973: 33]、これはパーソンズ解釈としては誤解であろう。) 次に事実的秩序と規範的秩序との関係についても、盛山は「[パーソンズが―引用者] 社会的であるような事実的秩序は規範的なものしかありえない、と考えているように思われる」[盛山 1991: 10]、「問題なのは、事実的秩序にとって規範的秩序を不可欠にすることの論理的な根拠である」[盛山 1995: 42] と述べ、両者の関係の不明確さを指摘している。しかしパーソンズは「生存競争、あるいは万人の万人に対する闘争は、この意味における秩序 [事実的秩序―引用者] を形成しているといって一向にかまわない」[パーソンズ 1992: 66] と述べているのであって、社会的秩序のうち規範的ではないような事実的秩序の存在を、明確に想定していると言えるのではないだろうか。

(30) 例えばルークスはデュルケムとルソーについて、集合意識論と一般意志論の共通性や、個人の総和を越える存在としての「社会」という概念、社会による自由の獲得という点などの共通性を指摘している [Lukes 1973: 282]。またウォリンも一般意志概念、自由概念、社会への個人の服従という点で両者の共通性を強調する [ウォリン 1994: 429ff]。

(31) ただし「ジャコバン主義」と「ボナパルティズム」は明確に区別される。ジャコバン主義が下からの自律的民衆運動を支える理念であるのに対し、ボナパルティズムは上からの権威的な抑圧体制である。ただし現実の政治過程において両者はしばしば結びつき、帝制の形成を促した [中木 1975: 31ff]。

(32) 「主権は分割できない」(Rousseau, *Du Contrat Social*, livre deusième, chapitre II.) という箇所が根拠として挙

げられる。

(33) デュルケムによれば、ルソーの社会契約論の特徴は、自然状態に社会関係を読み込む先行理論を批判し、道徳や権利の存在を社会に固有の事象とした点に存する［MR 159］。デュルケムがルソーを評価するのもこの点である。「ルソー自身はこの点［自然状態に道徳は存在しないこと―引用者］をよく認識していた」［DT 394］、「ルソーは社会という領域の特殊性をきわめて鋭敏に意識していた…彼は社会的領域を純然たる個人的事実に比べて異質な事実の世界であると明確に意識している」［MR 136］。デュルケムによれば、ルソーは自然状態における孤立した個人と社会との間の異質性を認識し、社会を道徳的に優越した独自の存在と見なしたことによって、社会学の祖の一人と目される。ルソーの社会契約論が二段階の構成を取っているのも、自然状態と社会とを峻別したことの現れであり、ルソーの論理に見られる「弁証法の巧みさには感嘆せざるをえない」［MR 132］とも述べている。

(34) 「一般意志がよく表明されるためには、国家の中に部分社会がなく、各市民が自己の意志だけに従って意見を述べることが肝心である。」「これらの特殊意志から、相殺される過剰の面と不足の面とを除去すれば、その差の合計として一般意志が残る」（Rousseau, *De Contrat Social*, livre deusième, chapitre III.）。デュルケムによれば、これらの言明が示しているのは、ルソーが抽象的個人から構成される社会、諸個人を超越する社会、という二つの見方の間でアポリアに陥っていた、ということである。

第二章　「社会」概念の転換
―第三共和制における政治問題と「社会学」

第一章では、デュルケムによる「フランス自由主義」的問題構成の「継受」という点を中心に検討した。第二章で検討したいことは、彼が「フランス自由主義」から引き継いだ「政治」的問題構成と、道徳科学としての「社会学」という新しい学問との間には、どのような関連があるのかという点である。この点を考える場合、第三共和制の下でフランスの政治社会が大きく変動し、政治的争点の内容にも変化が起こったことに眼を向けることは不可欠である。新しい学問体系は、新しい政治社会構造と関連があると考えられるからである。そこでこの章では、まず第三共和制の政治社会構造について検討し、その「社会問題」を中心とした政治的問題の所在と転換の様相を探る。そし

て「政治」と「社会問題」に関するデュルケムの同時代認識を検討する（第一節）。次に、デュルケムの時代認識と関連した「社会」概念の意味を検討する（第二節）。最後に「フランス自由主義」における政治的問題構成が、デュルケムの「社会」概念においていかに転換され、新たな語彙の中でいかなる解決が図られたかについて、若干の考察を試みる（第三節）。

第一節　第三共和制における政治社会構造の変質と「社会問題」の出現(1)

一九世紀のフランスは、三度の革命を挟んでめまぐるしい政治体制の変動を経験した。同時にその背後では、一九世紀を通じた産業革命の進展にともなって、社会構造自体に大きな変動がもたらされていた。第三共和制が開始された一八七一年には、産業革命の過程は終息に向かい［原 1986: 30］(2)、いわゆる「名望家」つまり大土地所有者に代わって、上層ブルジョワジーが経済的・政治的支配力を確立しつつあった［中木 1975: 229ff］。第三共和制とは、このような上層ブルジョワジーの勢力を背景として成立し、中産階級や農民層へと支持基盤を広げることで安定化した体制である［同上、245］。この時期の経済構造は、繊維中心の軽工業から重化学工業へと移行し、例えば分業や職能の専門化に対して否定的な立場をとるトクヴィルをデュルケムが認識不足と考えるように［DT 6］、「フランス自由主義」において抱かれていた「社会」像とはかなり異なる社会状況が生みだされつつあった。その一つは都市化の進展であり、都市労働者層の誕生である。従来熟練労働者を育成するシステムとして労働者の生活全体を保障していたのは職人組合であったが、ここから解放された都市労働者層の出現は、彼らの生活環境の悪化や激しさを増す労使間の対立を社会に顕在化させ、「社会問題」化することになった。このような状況下で新たな政治勢力の担い手として台頭してくるのが社会主義勢力である。第三共和制における政治勢力の再編は、この社会主義勢力が一つの軸となって行われる。

第三共和制初期における政治的争点は、王党派と共和派の対立を中心とした政体選択の問題であったが、中期に至るともはや王制を支持する勢力は実質的な基盤を失い、政治的争点は政体選択の問題から議会内外の社会主義勢力に対する対応へと移っていくことになる。八〇年代後半一時期共和制を危機に陥れたブーランジズム運動が克服されると、議会勢力は「社会問題」を新たな争点として大きな再編へと向かう。中木によると、そ

の画期となったのは一八九三年の総選挙である［中木 1975: 289］。この選挙において、共和派の主流であるオポルチュニスト（日和見主義共和派）は旧王党派と提携を結び、「反教権主義の放棄・財界利害との結合・一定の改良的社会政策・議会制擁護」という保守的政策を打ち出す［同上, 290］。他方急進共和派は新たに躍進してきた社会主義勢力と提携し、ここに議会勢力は、経済政策や労働問題、都市問題などの「社会問題」を巡る新たな対立軸を形成することになる。この「社会問題」の政治的争点化は、ブーランジズムに見られるような国粋主義と都市左翼との結合による議会外勢力の結集の動き、その背景にある根強い「ジャコバン主義的伝統」に対して、議会共和制を擁護し、右翼および社会主義勢力を議会の内につなぎ止めることを意図したものであったと見ることができる。つまりこの時期の議会勢力の再編は、それまで上層ブルジョアジーを主要な担い手としてきた第三共和制が、労働者や手工業者、農民といった社会のより幅広い層にまで統治基盤を拡大していく過程に対応し、そこで「社会問題」への対応は、第三共和制の存立と安定化に関わる問題だったのである。以上の過程において、産業化に伴う社会構造の変化によって、政治の問題が財の配分や経済政策を巡る問題へと転換していくことを確認することができる。

しかしながら、「社会問題」や社会主義勢力の台頭は、経済問題の政治的争点化を意味するだけではない。フランス社会主義がしばしば道徳的性格を持っていると言われるように、資本主義の高度化に伴う交通や通信の発達は、同時に都市において「共同性」や「社会的結合関係（sociabilité）」の再編をもたらすことが指摘される。例えば近代フランスの都市労働者における「社会的結合関係」の変容を考察している喜安は、一九世紀に入ると人的交流の多様化や識字率の上昇に伴う自己表現の欲求の増大などを反映して、伝統的職人組合（compagnonnage）に代わってより自由で自発的な結社である相互扶助会やゴゲット（歌う会）などの「アソシアシオン（association）」が急増すると指摘している［喜安 1994: 134f］[3]。鉄道の整備や通信の発達、さらに市場における競争の激化は、従来の地縁的共同体や伝統的職人組合における生活様式を衰退させ、都市を中心として新しい生活様式や「社会的結合関係」が模索される中で、生の意味づけや行動規範についても再編成が進みつつあったのである。

さらに一九世紀末の政治動向に大きな影響を与えた技術的革新として、マス・コミュニケーションの発達を挙げておかなけ

ればならない。一八九四年に起こるドレフュス事件が「二〇世紀西欧社会を特徴づける「大衆民主主義」成立の画期」〔中木 1975: 324〕として位置づけられるように、大衆の日常生活における不満や国粋主義といった非合理的な情動が、マス・コミュニケーションを通じて政治に大きな影響力を持つに至ったのがこの時期である。

このようにして一八九〇年代に見られた政治的争点の政体選択から「社会問題」への移行は、実は政治の問題を大きく転換させる画期となるものであった。「社会問題」とは財の配分や経済政策といった経済問題のみを意味するのではなく、産業化にともなう生活様式の変化や既存の規範の衰退に関連し、その意味で道徳問題をも含む、より広範な領域の問題を指す概念であった。したがって政治の争点が「社会問題」へ移行するということは、統治形態との関連だけではなく、広く社会生活全体との関連において、政治が再構成されなければならないということを意味していた。この場合政治の再構成とは、「社会問題」を新たな政治の課題として加えるだけでなく、社会の変化にともなって、国家や議会を中心とした従来の政治機構が社会に対する統治能力を喪失しつつある状況を背景に、従来の政治機構や政治観全般にわたる変革を必要とするものであったと言うことができる。デュルケムの政治的関心と「社会学」との結びつきは、以上の平面においてでなければ理解することはできないだろう。

それではデュルケムにおける「政治」の問題及び「社会問題」に対する認識は、いかなるものだったのだろうか。この点を明らかにするために、次に彼が一九世紀の社会主義運動をいかに認識し、そこにいかなる同時代の問題状況を読み取ったのかを検討することにしたい。

デュルケムの社会主義に対する関心は彼の学問生活の最初期に始まる。功利主義的個人主義に対抗するものとして彼が最初に想定したのが社会主義であり、高等師範学校時代に設定された研究テーマは、「個人主義と社会主義」というものだった〔So 27〕。その後、彼は社会主義を不適切と見なし「社会学」を選び取ることになるが、社会主義を重要な「社会的事実」と見なして研究の対象に措定することには変わりがなかった。ここでは彼の社会主義論に現れる「政治」の問題の転換および「社会問題」に対する認識に焦点を当て、デュルケムが「社会問題」を道徳問題ととらえ、そこから「政治」を再構成すべきと考えるに至る経緯について検討する。(4)

まず、デュルケムによる社会主義の定義は次のようなものである。

「現に拡散的である経済的諸機能の一切、またはそのうちの若干のものを、社会の指導的で意識的な中枢部に結合することを要求するすべての学説を、社会主義的と呼ぶ」[So 49]

ここではこの定義に関連して、特に次の二点に着目したい。第一に、社会主義を経済活動の肥大化という新しい社会的条件に対応して生まれた思想、ととらえている点である。彼は社会主義と共産主義を明確に区分する。共産主義は、特定の社会状態を離れた抽象的な思弁であり、経済活動を政治的・公的空間から排除することを主張する点において、「懐古主義的」思想である。それに対して社会主義は、産業化にともなう産業の集中（経済の「自らの組織化（leur organization）」[So 71]）と国家権力の広範な確立という社会的条件が整った時に初めて生じるものであり、むしろ「未来を目指す」思想、とされる[So 35, 58-72]。つまり社会主義は産業化と国家の拡大という現実の社会状況に、基盤を持つ思想とされている。

第二に、この国家と経済機構との関係について、「従属（subordination）」ではなく「結合（rattachement）」であると強調している点である。つまり国家が経済活動を統制するのではなく、逆に自律的な経済活動の側が国家と恒久的な接触を保ち、その機能を大幅に規定していく、という関係である。

「彼ら［社会主義者―引用者］の考えでは、このような関係づけは商工業的利害をいわゆる政治的利害に従属させるという結果ではなく、むしろ前者を後者の地位にまで高めるという結果をもたらすに違いない。なぜなら、そうした恒常的な連関がひとたび確保されれば、経済的利害は統治機関の機能に今日よりもはるかに大きな影響を及ぼし、その活動を決定する上できわめて広大な力を持つようになるだろうからである。」[So 49]

このような定義によれば、社会主義において政治の問題は、実質的に肥大化した経済活動によって規定されることになる。

さらに、デュルケムが社会主義の代表として詳しく取り上げているサン・シモンの特徴的な思想についても一瞥しておこう。デュルケムによれば、「サン・シモンにとって経済生活は政治の全内容であり、経済的利益の政治があるだけではなく、それ以外のものはない」[So 167]。サン・シモンにおいて国家は経済活動に介入すべきでないだけでなく、統治活動そのものが不要となり、その活動は経済活動に従事する者による産業の「管理」へと移行することになる[So 173ff]。ここには経済活動

を社会統合の基盤に据え、経済システムの側から国家の活動を規定し再構成しようとする、ラディカルな「政治の経済化」と呼ぶべきヴィジョンが示されていると言うことができる。

それではデュルケムは、以上のようなサン・シモンに代表される社会主義をどう評価したのだろうか。彼は「政治の経済化」と言うべきヴィジョンを基本的に支持し、それを高く評価している。

「我々に重要な事実を告げようとしてくれているこの考えにしばらく注意を向けよう。一八世紀の社会理論の極めて特殊な特徴は、その当時でさえ固く結びついていると信じられていた二種類の問題を切り離して別個に扱ったことである。一方におけるいわゆる政治問題と、他方における社会問題とがそれである。さらに時代が進むにつれ、世間の注意がますます前者を離れ、全て後者の上に移っていくことも疑いの余地がない。」[So 175]

ここで「いわゆる政治問題」とは「政府の形態に直接間接にかかわること」、つまり統治形態の選択に関わる問題を指している。一方「社会問題」とは、「近代社会の経済状態が惹起する問題」、つまり「産業的諸機能が…陥っている無組織状態」によってもたらされた問題を意味する [So 175]。すなわちデュルケムは、一九世紀の社会において統治活動そのものが重要性を失い、したがって形態の問題が重要性を失ったこと、それに代わって「権威」および科学に基づく経済活動の「組織化」が、社会全体にとって最大の重要性を持つようになったことに対する理解を、サン・シモンと共有しているのである。

ただしデュルケムがサン・シモンを評価するのは、この点までである。彼は、サン・シモンの体系に根本的な矛盾があると考えていた。なぜならサン・シモンは、一方で産業社会にあっては、エゴイズムが公的利益を導くとする「産業主義 (industrialisme)」の立場を取りながら、他方では、特に後期に入るとエゴイズムを抑制しうる「博愛主義 (philanthropie)」的道徳を模索するからである [So 191ff]。この矛盾を、デュルケムは次のように解釈する。サン・シモンの立場は基本的に「産業主義」にあり、経済的価値を社会的価値と同一視する点で、功利主義と同様である。「歴史的には社会主義は経済主義から発したものではなく、同じ源泉から派生したものと思われる」[So 222]。しかしサン・シモンが、「産業主義」とは相容れない「博愛主義」道徳を導入したことは、自らの基本的立場に対するこの上ない反証を示したものに他ならない [So 229]。

ただしサン・シモン自身は、両者の矛盾を十分に認識できず、むしろ富者から貧者への財の分配という「博愛主義」は、社会全体の富の拡大という「産業主義」の目的にかなうものであるとして、経済的利害を越える価値を認める必要を認識することはなかった [So 193f]。

デュルケムはサン・シモンの思想の検討を終え、社会主義における「産業主義」の問題点を次のように指摘する。それは「どのようにうまく秩序づけられた社会組織でも、経済的諸機能は、それらを凌駕し抑制し規制する道徳的力に服させなければ、調和的に協働しえないし、均衡状態に保ち得ない」[So 223] こと、つまり社会秩序の形成ためには経済を抑制する規範が必要であることを理解しえなかった、という点である。したがってデュルケムにとって、当時の問題とは経済的問題の背後にある道徳的問題でなければならなかった。そもそも彼は社会主義を「集合的苦悶の叫び (cri de détresse collective)」の表出としてとらえ [So 38]、その意味を一階級の経済問題の表出にとどまらないものと考えていた。したがって「社会問題」に対する彼のとらえ方も、次のようなものであった。

「社会問題は労働問題を含み、それを超えている。我々の苦しみは特定の階層のみにあるのではない。それは社会全体にある。苦しみはそれぞれ異なる場所で示されるとはいえ、雇用者と労働者に同様に感じられている。資本家においては絶え間ない動揺と苦痛という形で、労働者においては不満といらだちという形で。それゆえ問題は現存する階級の物質的利害の問題を無限に超えている。それは一方の利益の拡大のために単に他方の利益を減らすことではなく、むしろ社会の道徳的構造の再建なのである。」[Durkheim 1975: 169] (傍点引用者)

確かに「社会問題」は産業化に伴って現れたものであったが、産業化は社会的活動に見合った組織を与えられないために、道徳的不安を引き起こすものでもあった。「社会問題」を道徳的問題としてとらえ、多元的経済活動に見合った道徳的構造や社会組織を再建すること、そこから国家の活動を再構成し、新たな国家と「社会」の関係づけを目指すこと、これが「政治」と「社会問題」に対するデュルケムの認識である。以上の意味において、「社会」を道徳的領域ととらえ、そこに「社会学」の対象を見出していったことは、彼の実践的な関心からする必然的な帰結であったと言わなければならない。

第二章第一節註

(1) この節の視角については［廣澤 1996］に示唆を得た。廣澤は第三共和制における「社会問題」の政治的争点化だけでなく、その背後にあるフランス社会における「個と共同性」を巡る「社会的結合関係（sociabilité）」の変容に着目し、「社会問題」を道徳問題と考えるデュルケムの視点へと結びつけている。

(2) 産業革命の始期や終期については、産業革命の定義の違いによって様々な説がある。例えば［原 1986: 29ff］に諸説の紹介がなされている。ただし終期については一八六〇－七〇年頃と見ることで諸説は一致しているようである。

(3) もちろん一七九一年のル・シャプリエ法によって「公的」にはあらゆる中間集団が禁止されていたが、それは社会の「実態」として職人組合が消失したことを意味するものではなかった（cf.［喜安 1994: 20］）。一九世紀フランスの同業組合史に関する簡略な見通しを与えてくれるものとしては、［Rose 1954］を参照。

(4) デュルケムの社会主義論全般については、［Filloux 1971a, b］［Lukes 1973: 322-330］等を参照。

なお、デュルケムがフランス社会主義の諸潮流と比較していかなる立場にあったかという点は、政治思想史におけるデュルケムの位置づけという点からも、また彼の思想の現実政治における位置や機能という点からも、極めて重要なテーマである。この点については、実践において社会主義から距離を取りつつも、彼の思想的立場は広い意味での社会主義に他ならなかったとする、先のフィユーやルークスの解釈が代表的である。しかしその場合、特にサン・シモン的社会主義から引き継がれる「組織化」という契機と、本稿で強調される「フランス自由主義」的側面とが、デュルケムの思想の内でいかなる緊張関係を形成し、それがいかなる形で思想の表層に顕在化するのか、という点が次の問題となる。この点を含め、デュルケムと社会主義との関連については、特に中間集団論に着目することによって、別の機会に詳しく検討することを期したい。

引用文献

※以下の文献は、今回の掲載分だけでなく、論文全体の引用文献である。

※デュルケムの一次文献については、「DT」「S」「LS」等の略称を用いる場合がある。

［デュルケム一次文献］

Durkheim, Émile 1893 "Introduction", *De la Division du Travail Social*. Paris: Félix Alcan. (1971 田原音和

訳「第一版序論」『社会分業論』青木書店.)

—— DT: 1893→1902 *De la Division du Travail Social*, 2e édition. Paris: Félix Alcan. (1971 田原音和訳『社会分業論』青木書店.)

—— 1895→1956 *Les Régles de la Méthologique.* Paris: Presses Universitaires de France. (1978b 宮島喬訳『社会学的方法の基準』岩波文庫.)

—— S: 1897 → 1930 *Le Suicide: étude de sociologie.* Paris: Presses Universitaires de France. (1985 宮島喬訳『自殺論』中公文庫.)

—— 1901 → 1969 "Deux Lois de l'Évolution Pénal", *Journal Sociologique.* Paris: Presses Universitaires de France. (1990 内藤莞爾訳「刑罰進化の二法則」『デュルケム法社会学論集』恒星社厚生閣.)

—— 1905→1969 "J. G. Frazer, *Lectures on the early history of the kingship,*" *Journal Sociologique.* Paris: Presses Universitaires de France.

—— 1906 "Hitier, Joseph, *La doctrine de l'absolutisme,*" *L'Année Sociologique,* vol.ix. Paris: Presses Universitaires de France.

—— FE: 1912→1968 *Les Formes Élémentaires de la Vie Religieuse.* Paris: Presses Universitaires de France. (1975 古野清人訳『宗教生活の原初形態(上)(下)』岩波文庫.)

—— 1922 *Education et Sociologie.* Paris: Presses Universitaires de France. (1976 佐々木交賢訳『教育と社会学』誠信書房.)

—— 1923 → 1974 *L'Éducation Morale.* Paris: Presses Universitaires de France. (1964, 74 麻生誠・山村健訳『世界教育学選集32・33道徳教育論』明治図書出版.)

—— So: 1928 *Le Socialisme: sa définition — ses débuts, la doctrine Saint-Simonienne.* (1977 森博訳『社会主義およびサン＝シモン』恒星社厚生閣.)

—— LS: 1950→1969 *Leçons de Sociologie: physique des mœurs et du droit.* Paris: Presses Universitaires de France. (1974 宮島喬・川喜多喬訳『社会学講義―習俗と法の物理学』みすず書房.)

—— MR: 1953 → 1966 *Montesquieu et Rousseau, Précurseurs de la Sociologie.* Paris: Librairie Marcel Rivière et Cie. (1975 小関藤一郎・川喜多喬訳『モンテスキューとルソー―社会学の先駆者たち』法政大学出版局.)

—— SA: 1970 *La Science Sociale et L'Action.* Paris: Presses Universitaires de France. (1988 佐々木交賢・中嶋明勲訳『社会科学と行動』恒星社厚生

閣.)

—— 1975 *Textes3.* Paris: Les Éditions de Minuit.

—— 1991 *L'Allemagne au-dessus de Tout: la mentalité allemand et guerre.* Paris: Armand Colin. (1993 小関藤一郎訳『デュルケームドイツ論集』行路社.)

[その他の引用文献]

Alexander, Jeffrey, C. 1982 *Theoretical Logic in Sociology, vol.2. The Antinomies of Classical Thought: Marx and Durkheim.* Los Angels: University of California Press.

Alpert, Harry 1961 *Emile Durkheim and His Sociology.* New York: Russel & Rusell Inc. (1977『デュルケームと社会学』慶応通信.)

Arendt, Hannah 1958 *The Human Condition.* Chicago: The University of Chicago Press. (1994 志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫.)

Aron, Raymond 1965-67 *Main Currents in Sociological Thought, I, II.* New York: Basic Books Inc. (1974, 84 北川隆吉ほか訳『社会学的思考の流れ I II』法政大学出版局.)

Aubert, Roger et al. 1975 *Nouvelle Histoire de l'Église, vol.5, L'Église dans le monde moderne (1848 á nos jours).* Paris. (1997 上智大学中世思想研究所編訳『キリスト教史9 自由主義とキリスト教』平凡社.)

Bellamy, Richard 1992 *Liberalism and Modern Society.* Cambridge: Polity Press.

Birnbaum, Pierre 1976 "La Conception Durkheimienne de l'État: l'apolitisme des fonctionnaires", *Revue Française de Sociologie,* Vol.17: 247-258.

Cladis, Mark, S. 1992 *A Communitarian Defense of Liberalism.* Stanford, California: Stanford University Press.

Coser, Lewis, A. 1960 → 1979 "Durkheim's Conservatism and Its Implications for His Sociological Theory", in K. H.Wolff ed. *Emile Durkheim (1858-1917).* New York: Arno Press: 211-232.

Donzelot, Jacque 1991 "The Mobilization of Society", in G. Burchell, B. Gordon and P. Miller eds. *The Foucault Effect — studies in governmentality.* Harvester Wheatsheaf. (1994 米谷園絵訳「社会の動員」『現代思想』第22巻第5号.)

—— 1994 *L'Invention du Social: essai sur le déclin des passions politiques.* Paris: Éditions du Seuil.

Favre, Pierre 1981 "La Science Politique en France depus 1945", *International Political Science Review,* 2 (1) : 95-120.

—— 1982 "L'Absence de la Sociologie Politique dans les Classifications Durkheimiennes des Sciences Sociales", *Revue Française de Science Politique,* 32(1): 5-31.

—— 1989 *Naissances de la Science Politique en France (1870-1940).* Paris: Fayard.

Ferguson, Adam 1995 *An Essay on the History of Civil Society.* New York: Cambridge University Press.

Filloux, Jean, C. 1970 "Introduction", in Émile Durkheim *La Science et L'Action.* Paris: Presses Universitaires de France. (1988「序文」『社会科学と行動』恒星社厚生閣.)

—— 1971a *Durkheim et le Socialisme.* Paris: Geneve.

—— 1971b "Démocratie et Société Socialiste chez Durkheim", *Revue Européenne Des Sciences Sociales,* 25: 29-48.

Giddens, Anthony 1977 *Studies in Social and Political Theory.* New York: Basic Books. (1986 宮島喬ほか訳『社会理論の現代像―デュルケム、ウェーバー、解釈学・エスノメソドロジー』みすず書房.)

—— 1978 *Durkheim.* Hassocks: Harvester.

Habermas, Jürgen 1981 *Theorie des Kommunikativen Handelns.* Frankfurt: Suhrkamp Verlag. (1985, 86, 87『コミュニケイション的行為の理論(上)(中)(下)』未来社.)

浜口春彦 1989『社会学者の肖像―甦るエミール・デュルケム』勁草書房.

原輝史 1986『フランス資本主義―成立と展開―』日本経済評論社.

Hawkins, M. J. 1981 "Emile Durkheim on Democracy and Absolutism", *History of Political Thought,* Vol.II., No.2: 369-390.

Hayward, J.E.S. 1959 "Solidarity: the social history of an idea in nineteenth century France", *International Review of Social History,* 4: 261-284.

—— 1961 "The Official Social Philosophy of the French Third Republic: Léon Burgeois and solidarism", *International Review of Social History,*. 6: 19-48.

Hegel, G. W. Friedrich 1821 *Grundlinien der Philosophie des Rechts.* (1967 藤野渉、赤澤正敏訳「法の哲学」『世界の名著35ヘーゲル』中央公論社.)

Hill, Beacon 1959 *The History of European Liberalism.* Boston: Beacon Press.

廣澤孝之 1996「É. デュルケームにおける社会連帯と社会主義」『九大法学』第72号.

Hughes, H. Stuart 1958 *Consciousness and Society — the reorientation of European social thought 1890-1930.* New York: Alfred A. Knopf Inc. (1970 生松敬三、荒川幾男

訳 『意識と社会』 みすず書房.)

Johnson, Barclay, D. 1965→1990 "Durkheim's One Cause of Suicide", in Peter Hamilton ed. 1990 *Emile Durkheim — Critical Assessments III.* London and New York: Routledge.

Keane, John 1988 "Despotism and Democracy", in John Keane ed. *Civil Society and the State.* London & New York: Verso: 35-71.

川崎修 1990 「「政治的なるもの」の変容」 日本法哲学会編 『法哲学年報一九九〇法的思考の現在』 有斐閣.

—— 1992 「「現代思想」と政治学」 小野紀明ほか著 『モダーンとポスト・モダーン』 木鐸社.

北川忠明 1994 『フランス政治社会学研究—デュルケムと現代』 青木書店.

喜安朗 1994 『近代フランス民衆の〈個と共同性〉』 平凡社.

Kornhauser, William 1959 *The Politics of Mass Society.* Glencoe, Illinois: Free Press. (1961 辻村明訳 『大衆社会の政治』 東京創元社.)

Lacroix, Bernard 1981 *Durkheim et le Politique.* Paris: Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques.

—— 1990 "Aux Origines des Sciences Sociales Françaises: politique, société et temporalité dans l'œvre d'Émile Durkheim", *Archives de Sciences Sociales des Religions,* 69: 109-127.

Logue, William 1983 *From Philosophy to Sociology: the evolution of French liberalism, 1870-1914.* Dekalb and Illinois: Northern Illinois University Press.

Lukes, Steven 1969→1990 "Durkheim's 'Individualism and the Intellectuals'", in Peter Hamilton ed. 1990 *Emile Durkheim — Critical Assessments IV.* London and New York: Routledge: 166-183.

—— 1973→1975 *Emile Durkheim His Life and Work: a historical and critical study.* New York: The Penguin Press.

Manent, Pierre 1987 *Histoire Intellectuelle du Libéralisme: dix leçon.* Paris: Calmann-Lévy. (1995 高橋誠, 藤田勝次郎訳 『自由主義の政治思想』 新評論.)

松本礼二 1977 「フランス革命論の系譜 I 1789-1830 —」 『社会科学研究』 第29巻第4号.

—— 1991 『トクヴィル研究—家族・宗教・国家とデモクラシー』 東京大学出版会.

Mestrovic, Stiepan, G. 1988 *Emile Durkheim and the Reformation of the Sociology.* Boston: Rowman & Littlefield Publishers.

宮島喬 1977 『デュルケム社会理論の研究』 東京大学出版

会.
—— 1987 『デュルケム理論と現代』 東京大学出版会.
Montesquieu 1748 *De l'Esprit des Lois.* (1989 野田良之・稲本洋之助ほか訳 『法の精神 (上) (中) (下)』 岩波書店.)
森政稔 1995 「産業化と自由、そして連帯 — 初期社会主義思想からみた自由と自由主義」 佐々木毅編 『自由と自由主義』 東京大学出版会.
中久郎 1979 『デュルケームの社会理論』 創文社.
中木康夫 1975 『フランス政治史 (上)』 未来社.
中山洋平 1997 「フランス第四共和制と「組織政党」 — フランス議会体制の革新とその隘路 — (1)」 『国家学会雑誌第百十巻第九・十号』.
Nisbet, Robert 1974 *The Sociology of Emile Durkheim.* New York: Oxford University Press.
—— 1986 *Conservatism: dream and reality.* Milton Keynes: Open University Press. (1990 富沢克・谷川昌幸訳 『保守主義 — 夢と現実』 昭和堂.)
大塚桂 1995 『フランスの社会連帯主義 — L. デュギーを中心として —』 成文堂.
小関藤一郎 1978 『デュルケームと近代社会』 法政大学出版局.
Paine, Thomas 1985 *Rights of Man.* New York: Penguin Books.
Parsons, Talcott 1937 *The Structure of Social Action: a study in social theory with special reference of recent European writers.* New York, London: McGraw-Hill. (1976, 86, 92, 74, 89 稲上毅・厚東洋輔訳 『社会的行為の構造 (1) (2) (3) (4) (5)』 木鐸社.)
Poggi, Gianfranco 1972 *Images of Society: essays on the sociological theories of Tocqueville, Marx, and Durkheim.* Stanford, California: Stanford University Press. (1986, 田中治男・宮島喬訳 『現代社会理論の源流 — トクヴィル、マルクス、デュルケム』 岩波書店.)
Richter, Mervin 1970 "The Uses of Theory: Tocqueville's adaption of Montesquieu", in M. Richter ed. *Essays in Theory and History.* Cambridge: Mass: 74-102.
—— 1979 "Durkheim's Politics and Political Theory", in Wolff, K. H. ed. 1960 → 79 *Emile Durkheim (1858-1917).* New York: Arno Press: 170-210.
—— 1981 "Modernity and its Distinctive Threats to Liberty: Montesquieu and Tocqueville on new forms of illegitimate domination," in Michel Hereth and Jutta Höffkin eds. *Alexis de Toquiville: Zur Polittik in der Democratie.* Baden-Baden: Nomos.
Riedel, Manfred 1975-82 "Bürgerlich Gesellschaft," "Bür-

ger," "Gesellscheft-Gemeinschaft," "System-Struktur," Hrsg. von Otto Brunner, Werner Conze, Reinhart Koselleck *Geschichtliche Grundbegriffe : historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland, Bd. 1-5.* Stuttgart : Klett-Cotta. (1990 河上倫逸・常俊宗三郎編訳『市民社会の概念史』 以文社.)

Rosanvallon, Pierre *L'État en France: de 1789 a nos jours.* Paris: Éditions du Seuil.

Rose, Arnold, M. 1954 "Voluntary Associations in France," in *Theory and Method in the Social Sciences.* Minneapolis: The University of Minnesota Press.

Rousseau, Jean-Jacques 1762 *Du Contrat Social, ou principes du droit polittique.* (1966 井上幸治訳「社会契約論」『世界の名著30 ルソー』 中央公論社.)

佐々木交賢 1978 『デュルケーム社会学研究 ― 基礎理論と政治社会学』 恒星社厚生閣.

盛山和夫 1995 『制度論の構図』 創文社.

高橋和之 1986 『現代憲法理論の源流』 有斐閣.

田原音和 1983 『歴史の中の社会学』 木鐸社.

Taylor, Charles 1991 "Civil Society in the Western Tradition", in Ethel Groffier and Michel Paradis eds. *The Notion of Tolerance and Human Rights: essays in honor of Raymond Klibansky.* Toronto: Carlton University Press: 117-136.

Tocqueville, Alexis de 1951 *De la Démocratie en Amérique, t. II.* Paris: Gallimard.

宇野重規 1994 「フランス自由主義の諸相とアレクシス・ド・トクヴィル ― 個・政治・習俗」『国家学会雑誌』 第107巻第5・6号.

―― 1998 『デモクラシーを生きる ― トクヴィルにおける政治の発見』 創文社.

Wolin, Sheldon, S. 1960 *Politics and Vision: continuity and innovation in western political thought.* London: George Allen & Unwin Ltd. (1994 福田歓一ほか訳『西欧政治思想史』 福村出版.)

―― 1988 千葉眞ほか訳『政治学批判』 みすず書房.

Wolff, K. H. ed. 1960 → 79 *Emile Durkheim (1858-1917).* New York: Arno Press.